

報告書素案（H25.10.29 版）へのご意見

< 資料一覧 >

2 - 1 : 報告書素案（H25.10.29 版）

報告書素案 参考資料 3

2 - 2 : 浅間委員ご意見

2 - 3 : 小幡委員ご意見

2 - 4 : 小幡委員・小原委員ご意見

2 - 5 : 北村委員ご意見

2 - 6 : 小原委員ご意見

2 - 7 : 鈴木委員ご意見

2 - 8 : 炭田委員ご意見

2 - 9 : 寺田委員ご意見

2 - 10 : 西澤委員ご意見

2 - 11 : 藤井委員ご意見

2 - 12 : 丸山委員ご意見

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書（素案）

（平成 25 年 10 月 29 日版）

まえがき

「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「議定書」という。）は、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、我が国が議長国を務め、採択されたものであり、日本は平成23年5月に議定書に署名した。

「COP10及びMOP5の決定事項の実施に関する関係省庁連絡会議」においては、可能な限り早期に議定書を締結することを目指して国内措置の検討を進めることが合意されており、同関係省庁連絡会議の下にある「名古屋議定書に係る国内調整に関する作業部会」において検討作業が進められている。

同作業部会のとりまとめを行う環境省では、議定書の締結に向けた国内措置の検討に資することを目的として、平成23年度に「ABS名古屋議定書に係る国内措置検討のための懇談会」を設置し、ABSに関係する有識者と議定書の概要や国際動向等の基本情報の共有及び国内措置に関する意見交換を実施している。

本検討会は、議定書の早期締結に向けて日本にふさわしい国内措置のあり方について検討することを目的として平成24年9月に環境省が設置したものであり、議定書の主要な義務規定に係る以下の論点を中心に検討するため、〇回にわたり議論を行い、また、パブリックコメントを実施した。

（論点）

- ・他の議定書締約国の取得の機会及び利益の配分に関する国内法令等の遵守に関する事項
- ・遺伝資源の利用の監視（monitoring）に関する事項
- ・日本国内の遺伝資源の取得の機会の提供に関する事項
- ・普及啓発に関する事項

本検討会での検討結果を本報告書にとりまとめ、平成〇年〇月〇日に環境省自然環境局長に提出した。なお、本報告のⅢ章は国内措置のあり方に係る各委員の意見を具体的に反映したものであり、委員間で意見の一致を見なかった部分については今後の検討課題として記載している。

本報告を踏まえて議定書の国内措置の具体的な検討作業が進められることを期待する。

【名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会委員名簿】

浅間 宏志	日本漢方生薬製剤協会生薬委員長
足立 直樹	(株)レスポンスアビリティ代表取締役
磯崎 博司	上智大学大学院地球環境学研究科教授（座長）
小幡 裕一	(独)理化学研究所バイオリソースセンター長
北村 喜宣	上智大学法科大学院教授
小原 雄治 ^{*1}	(共)情報・システム研究機構国立遺伝学研究所特任教員 (情報・システム研究機構ライフサイエンス統合データベースセンター長)
鈴木 健一朗	(独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター上席参事官

鈴木 睦昭^{※2} (共)情報・システム研究機構国立遺伝学研究所知的財産室長
炭田 精造 (一財)バイオインダストリー協会生物資源総合研究所技術顧問
寺田 雅一 (株)タキイ種苗総務部法務課長
西澤 義則 (株)花王生物科学研究所シニアパートナー
二村 聡 (株)ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ代表取締役
藤井 光夫 日本製薬工業協会知的財産部長
丸山 純一 (一財)食品産業センター技術環境部次長
吉田 正人 筑波大学芸術系教授
(公益財団法人日本自然保護協会専務理事、IUCN 日本委員会会長)

※1 平成 25 年度

※2 平成 24 年度

目次

I 名古屋議定書について	1
1. 議定書採択の経緯	1
2. 議定書の概要	2
3. 議定書の締結状況	3
4. 議定書の国内実施に係る各国の動向	3
II 名古屋議定書の主要規定	5
1. 遺伝資源の提供国としての措置に係る規定（第6条、第7条及び第8条）	5
2. 遺伝資源の利用国としての措置に係る規定（第15条、第16条及び第17条）	6
3. 遺伝資源の提供国及び利用国の双方としての対応に係る規定	7
4. 用語の定義（第2条）	7
III 名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ	8
1. 議定書の締結により達成すべき意義	8
2. 遵守に関する国内措置	8
（1）基本的な考え方	8
（2）検討の前提となった国内外の状況	9
（3）適用の範囲	10
（4）チェックポイントについて	16
（5）不履行（non-compliance）の状況への効果的な対処について	21
3. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について	22
4. 普及啓発及び利用者支援	23
5. その他	24
6. 国内措置の検討の今後の進め方	25

（別紙）

1. 国内措置のあり方に係る論点整理表
2. 国内措置のあり方に係る委員意見書

（参考資料）

1. 名古屋議定書本文（英語）
2. 名古屋議定書本文（仮訳）
3. 遺伝資源等の利用状況について
4. 遺伝資源等の利用実態に係る平成24年度環境省アンケート調査結果
5. 名古屋議定書に関する説明資料

1 I 名古屋議定書について

3 1. 議定書採択の経緯

4 「生物の多様性に関する条約」(以下「条約」という。)は、1992年5月に採択され、1993
5 年12月に発効し、現在日本を含む192カ国及び欧州連合(EU)が締結している(アメリカ
6 は未締結)。条約第1条には①生物の多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用とと
7 もに、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とすることを掲げてお
8 り、主に条約第15条において遺伝資源の取得の機会の提供や利益の配分(Access and
9 Benefit-Sharing。以下「ABS」という。)について規定している。

10 2000年に開催された第5回締約国会議においては、ガイドラインの草案の作成等を行う
11 ABSに関する作業部会(以下「作業部会」という。)の設置が決定され、2001年に開催され
12 た第1回作業部会における検討を経て、2002年4月の第6回締約国会議(以下「COP6」と
13 いう。)において、遺伝資源の利用国の責任に関する規定を含むABSに関する任意の指針で
14 あるボン・ガイドラインが採択された。

15 2002年8～9月に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・
16 サミット)において、途上国は法的拘束力のある国際的枠組を作成する必要性を主張した。
17 一方で、先進国はボン・ガイドラインの実施が始まったばかりであり、その成果を判断でき
18 ない段階では新たな国際的枠組の必要性が認められないと主張した。交渉の末、法的拘束力
19 については言及しない形で、条約の枠組み内でボン・ガイドラインを念頭に置き国際的枠組
20 の交渉を開始することを提起する内容を盛り込んだ同会議の実施計画が採択された。これを
21 踏まえて、2004年に開催された第7回締約国会議(以下「COP7」という。)では作業部会に
22 おいて国際的枠組の草案の作成及び交渉を行っていくことが決定された。また、こうした流
23 れを受けて、学術研究者や植物関係機関、微生物保存機関、企業等を対象としたガイドラ
24 インや行動規範等を作る自主的な取組が日本(経済産業省及びバイオインダストリー協会)を
25 はじめとする各国政府を含めて国際的に進められた。

26 2006年に開催された第8回締約国会議では、国際的枠組の性格や適用範囲等に関する途
27 上国と先進国の意見の隔たりから、COP7以降作業の進捗が見られなかったことに鑑みて、
28 作業部会における作業を第10回締約国会議(以下「COP10」という。)までに完了するこ
29 とが決定された。2007年に開催された第5回作業部会では、EUが、遵守措置にも関連するも
30 のとして提供国のABS法に係る国際的な最小限の要件を定めることを提起し、この考え方は
31 その後の交渉において重要な意味をもつこととなった。

32 2008年に開催された第9回締約国会議では、2010年に愛知県名古屋市においてCOP10を
33 開催することが正式に決定された。2009年に開催された第8回作業部会では、各国の意見
34 を盛り込んだ約三千のブラケットが付された国際的枠組の草案が作成され、その後の交渉で
35 草案の最終化に向けて意見の収れんを図っていくこととなった。また、2010年3月に開催
36 された第9回作業部会では、法的拘束力のある国際的枠組(議定書)の策定を目指すとの認
37 識が主流になった。

38 以降COP10までの間に3回の追加会合が開催され、COP10期間中もABSに関する非公式協

1 議会合（以下「ICG」という。）において集中的な交渉が行われたものの、途上国と先進国の
2 意見の溝は埋まらず、COP10 議長が指示した COP10 最終日前日の深夜という期限に至っても
3 ICG での合意には至らなかった。合意に至らなかった論点としては、例えば、利用国による
4 遺伝資源の利用の監視（monitoring）に関する条項の細目や議定書発効以前に取得された遺
5 伝資源の扱い等があった。ICG 共同議長からの報告を受けて、COP10 議長は最終日に名古屋
6 議定書の議長案を提示し、これをもとに閣僚級を含む非公式な議論が重ねられた結果、最終
7 的に、その実施に関し各締約国に一定の裁量が認められる内容の「生物の多様性に関する条
8 約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名
9 古屋議定書」（以下「議定書」という。）が採択された。

10

11 2. 議定書の概要

12 議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること（遺伝資源の取
13 得の適当な機会の提供、関連のある技術の適当な移転及び適当な資金供与により配分するこ
14 とを含む。）並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に
15 貢献することを目的としている（第 1 条）。

16 ABS に関しては、条約において、①各国は自国の天然資源に対して主権的権利を有するも
17 のと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、その国の国内法令に従うこと（条
18 約第 15 条 1）、②遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国であ
19 る締約国が別段の決定を行う場合を除き、当該締約国の事前の情報に基づく同意（以下「PIC」
20 という。）を必要とすること（条約第 15 条 5）、③遺伝資源の利用から生ずる利益の配分は
21 相互に合意する条件（以下「MAT」という。）で行うこと（条約第 15 条 7）が規定されてい
22 る。

23 議定書では、条約のこれらの規定の適正な実施を確保するために、①遺伝資源の提供国で
24 ある締約国に対しては、PIC の根拠となる ABS に関する法令又は規則（以下「ABS 法令等」
25 という。）に法的な確実性、明確性及び透明性を与えること（第 6 条 3）等を求めるととも
26 に、②利用国である締約国に対しては、自国の管轄内で利用される遺伝資源が、提供国の
27 ABS 法令等に従い PIC により取得され MAT が設定されていることとなるよう必要な措置をと
28 ること（第 15 条 1）等を求めている（Ⅱの 1 ①及び 2 ①参照）。また、②に関連して、遵守
29 を支援するため、チェックポイントの指定を含む、遺伝資源の利用について監視
30 （monitoring）し利用の透明性を高めるための措置をとることを求めているが（第 17 条 1、
31 Ⅱの 2 ③参照）、この実施の方法については、各締約国の裁量に委ねられている。

32 議定書では、この他、ABS 法令等における非商業目的の研究、健康に損害等を与える緊急
33 事態、食料農業遺伝資源への特別の考慮事項（第 8 条、Ⅱの 1 ③参照）、生物多様性の保全
34 及び持続可能な利用への貢献（第 9 条）、多数国間の利益配分の仕組みの検討（第 10 条）、
35 ABS に関する情報交換センター（以下「ABS クリアリングハウス」という。）の設置及び情報
36 の共有（第 14 条）、MAT に紛争解決規定を含めることの奨励等（第 18 条、Ⅱの 3 ②参照）、
37 契約の条項のひな型の作成等の奨励（第 19 条）、任意の行動規範、指針及び最良の実例又は
38 基準の作成等の奨励（第 20 条）、ABS に関する啓発（第 21 条）、開発途上締約国等における

1 議定書の効果的な実施のための能力開発への協力（第 22 条）等について規定している。
2 なお、議定書は条約第 15 条の規定の範囲内の遺伝資源について適用されるが（第 3 条）、
3 議定書の目的と適合する ABS に関する他の専門的な国際文書が対象とする特定の遺伝資源
4 に関しては、当該国際文書の締約国については適用されない（第 4 条 4）。また、議定書は、
5 現行の国際協定に基づく締約国の権利義務に影響を及ぼすものではないが、このことは議定
6 書と他の国際文書との間に序列を設けることを意図しない。（第 4 条 1）
7 ※議定書本文については参考資料 1 及び 2 を参照。

9 3. 議定書の締結状況

10 議定書は、50 の条約締約国の締結後 90 日目の日に発効することとなっている（議定書第
11 33 条 1）。平成 25 年●月●日時点の締約国は、25 ヶ国である（締結した順に、ガボン、ヨ
12 ルダン、ルワンダ、セイシェル、メキシコ、ラオス、インド、フィジー、エチオピア、パナ
13 マ、モーリシャス、南アフリカ、アルバニア、ミクロネシア、ボツワナ、シリア、モンゴル、
14 コモロ、ホンジュラス、タジキスタン、コートジボアール、ギニアビサウ、インドネシア、
15 ブータン、ノルウェー）。

16 なお、議定書が署名のために開放された平成 23 年 2 月 2 日から平成 24 年 2 月 1 日までの
17 間に、日本（平成 23 年 5 月 11 日署名）を含む 91 ヶ国及び EU（欧州連合）が署名している。

19 4. 議定書の国内実施に係る各国の動向

20 議定書に基づき講ずるべき主な国内措置は、遺伝資源の提供国としての措置と利用国とし
21 ての措置とに分けられるが、提供国としての措置については各国が措置を講じないとの決定
22 をすることもできる（Ⅱの 1 参照）。また、この提供国としての措置については、条約にお
23 いて基本的な手続きが定められており（Ⅰの 2 参照）、条約に基づいた制度を議定書の採択
24 以前から有している国も存在する。

25 平成●年●月●日時点の議定書の締約国の中では、ノルウェーが海洋を含む自然環境下の
26 遺伝資源の取得については許可を必要とする等の提供国としての措置に加え、他国由来の遺
27 伝資源をノルウェー国内で利用する場合には当該他国の PIC を取得しているとの情報を伴
28 う必要がある等とする利用国としての措置を規定する法律を議定書の採択以前から有して
29 いる。また、ノルウェーでは、議定書への対応として、当該法律を改正し（平成 25 年 7 月
30 1 日施行）、遺伝資源に関連する伝統的な知識を対象として追加している他、当該法律の実
31 施の細則を定める行政規則の作成を検討している。

32 この他の締約国に関しては、メキシコ、インド、エチオピア、パナマ、南アフリカが条約
33 に基づく提供国としての制度を有している（ABS の措置に係る条約事務局のデータベースに
34 基づく）ことと、ブータンが提供国としての措置に関する内容を含む ABS に関する政策案を
35 作成していること以外には、現時点では具体的な情報は得られていない。

36 他方、議定書を未締結の国のうち、議定書の国内措置の案を公表する等して特に検討が進
37 んでいると考えられる国としては、EU、デンマーク、スイス、マレーシア等が挙げられる。

38 EU では、欧州委員会（EC）が平成 24 年 10 月 4 日付で規則案を公表し、欧州議会及び EU

1 環境相理事会が当該規則案について審議中である。なお、EU における立法措置の形態には
2 規則 (regulation) や指令 (directive) 等があるが、規則はその全ての内容が拘束力を持ち、
3 かつ、加盟国で直接適用が可能なものとされている。欧州委員会では、パブリックコンサル
4 テーションや利害関係者との協議、影響評価等の結果として、EU 加盟国間の高いレベルで
5 の調和を確保するとともに異なる基準が並立することを避けるために、規則を選択したとし
6 ている。平成 24 年 10 月 4 日付けで公表された規則案では、遺伝資源の利用国としての措置
7 を主な内容としており、提供国としての措置については、EU として統一的な措置は必要
8 ないとし、導入の判断は各 EU 加盟国に任せている。利用国としての措置の主な内容は、利用
9 者に対して、①遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識 (以下「遺伝資源等」という。)
10 の提供国である他の締約国の ABS 法令等を遵守し、当該遺伝資源等についての ABS に関連す
11 る情報を入手、保存し、後続の利用者に伝達する等の相当の注意 (due diligence) を払う
12 こと、②公的研究助成金を受けて遺伝資源等を利用する場合や、遺伝資源等に基づいて開発
13 した製品の販売承認を求めるとき又は商業化時に、①の実施について申告すること等を義務付
14 けるものとなっている。①の相当の注意の義務は、さまざまな状況に最も適する措置をとる
15 にあたっての法的な確実性、低い取引コスト及び柔軟性を考慮したものとされている。ただ
16 し、これらの内容は欧州議会及び EU 環境相理事会による審議により変更され得る。また、
17 種苗業界等からは規則案に対する意見が出されているという情報もある。EU では、平成 26
18 年 10 月に開催が予定されている条約の第 12 回締約国会議までに、規則を採択の上で議定書
19 を締結することを目指している。

20 EU 加盟国であるデンマークでは、平成 24 年 9 月 6 日に法律案を公表し、同年 12 月 19 日
21 に議会において当該法律案を採択している。当該法律には、… (※情報を確認次第追記す
22 る。)

23 スイスでは、ABS に係る内容を既存法に追加する法改正を検討している。その主たる内容
24 は利用国としての措置であり、利用者に対して、①他の締約国の法令等を遵守する等の相当
25 の注意や、②遺伝資源等の利用に基づいて開発された商品の販売承認前又は商業化前の申告
26 等を義務付けるものとなっており、EU の規則案との共通性が見られる。提供国としての措
27 置については、スイスの遺伝資源の利用について利用者に PIC の取得や MAT の締結を義務付
28 けることができるとしている。平成 25 年 4 月 10 日に連邦参事会において、議定書の締結の
29 承認を求める国会への提案とともに当該改正法案が採択され、今後は国会での審議が行われ
30 ることとなっている。議定書の締結の時期は平成 25 年末と見込まれている。

31 マレーシアでは、提供国としての措置を主とする法律案について平成 25 年 7 月に最終的
32 なパブリックコメントを実施済みである。当該法律案には、当該法律の不遵守の状況に対処
33 する適切かつ効果的な措置を講じていない管轄区域からの申請者や、そのような区域を拠点
34 とする申請者に対しては、マレーシアの生物資源及び生物資源に関連する伝統的な知識 (以
35 下「生物資源等」という。) にアクセスする許可を出さないという規定もある。また、当該
36 法律案には、利用国としての措置の内容が含まれており、他の条約締約国の管轄区域から入
37 手した生物資源等について当該締約国の許可証等を添付することを義務付けており、許可書
38 等の添付のない生物資源等の利用を防止する措置を別途定めるとしている。

II 名古屋議定書の主要規定

議定書において、遺伝資源の提供国（PICを要求する締約国）である締約国又は利用国である締約国としての対応が求められている主な規定の概要は以下のとおりである（参考資料1及び2参照）。

1. 遺伝資源の提供国としての措置に係る規定（第6条、第7条及び第8条）

① 遺伝資源の取得の機会の提供（第6条）

遺伝資源の利用のための取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国のABS法令等に従い、当該締約国のPICを取得することが必要とされている。ただし、「当該締約国が別段の決定を行う場合を除く。」と規定されており、PICを要求するか否かは締約国の裁量に委ねられている（第6条1）。

利用者に対してPICの取得を要求する締約国は、ABS法令に法的な確実性、明確性及び透明性を与えること（第6条3(a)）、公正で恣意的でない規則や手続を定めること（第6条3(b)）、PICを申請する方法に関する情報を提供すること（第6条3(c)）、権限のある当局が合理的な期間内に明確で透明性のある書面による決定を行うこと（第6条3(d)）、PICを与えるとの決定及びMATの設定を証明するものとして許可証等を発給することについて定め、当該許可証等をABSクリアリングハウスに通報すること（第6条3(e)）、MATを要求し、設定するための明確な規則や手続を確立すること（第6条3(g)）等のための措置をとることが規定されている。

なお、ABSクリアリングハウスに通報された許可証等は、国際的に認められた遵守の証明書として扱われることとなる（第17条2）。この遵守の証明書は、秘密の情報に該当しない限り、少なくとも①発給した当局、②発給日、③提供者、④証明書の固有の識別記号、⑤PICが与えられた個人又は団体、⑥当該証明書が対象とする事項又は遺伝資源、⑦MATが設定されたことの確認、⑧PICが得られたことの確認、⑨商業的又は非商業的な利用、の情報を含むこととされている（第17条4）。

② 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会の提供（第7条）

国内法令に従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって先住民の社会及び地域社会（以下「先住民等社会」という。）が有するものについて、当該先住民等社会のPIC又は承認及び参加を得て取得されること、並びにMATが設定されていることを確保するために適切な措置をとることが規定されている。

※条約の公定訳及び議定書の仮訳では「indigenous communities」を「原住民の社会」と訳しているが、本報告書においては「先住民の社会」と記載する。

③ 特別の考慮事項（第8条）

ABS法令等を定め、実施するに当たっての特別の考慮事項として、生物多様性の保全及び

1 持続可能な利用に貢献する研究を促進し、奨励するための条件（非商業的な目的の研究のため
2 の取得の機会の提供について、当該研究の目的の変更に対処する必要性を考慮しつつ、簡
3 易な措置によることとするを含む。）を整えること（第8条(a)）、人、動物又は植物の
4 健康に脅威又は損害を与える緊急事態に妥当な考慮を払うこと（第8条(b)）、食料及び農業
5 のための遺伝資源の重要性や食糧安全保障に果たす特別な役割を考慮すること（第8条(c)
6 ）が規定されている。

7

8 2. 遺伝資源の利用国としての措置に係る規定（第15条、第16条及び第17条）

9 ① ABS 法令等の遵守（第15条）

10 自国の管轄内で利用される遺伝資源が、当該遺伝資源の提供国である他の締約国のABS法
11 令等に従い、PICにより取得されており、MATが設定されていることとなるような措置をと
12 ること（第15条1）、当該措置の不履行（non-compliance）の状況に対処するための措置をと
13 ること（第15条2）、可能かつ適当な場合には、他の締約国のABS法令等への違反が申し立て
14 られた事案について協力すること（第15条3）が規定されている。

15

16 ※なお、PICを要求する他の条約締約国において、遺伝資源の取得の機会の提供を受けようとする者は、議定書の本規定に
17 基づく日本の国内措置の如何にかかわらず、条約に基づき、当該他の条約締約国の法令等に従い、PICを取得しMATを締
18 結する必要があることに留意する必要がある。

19

20 ② 遺伝資源に関連する伝統的な知識に係る ABS 法令等の遵守（第16条）

21 自国の管轄内で利用される遺伝資源に関連する伝統的な知識が、当該伝統的な知識を有す
22 る先住民等社会が所在する他の締約国のABS法令等に従い、これらの社会のPIC又は承認及び
23 参加を得て取得されており、MATが設定されていることとなるよう、適宜、措置をとること
24 （第16条1）、当該措置の不履行（non-compliance）の状況に対処するための措置をとること
25 （第16条2）、可能かつ適当な場合には、提供国のABS法令等への違反が申し立てられた事
26 案について協力すること（第16条3）が規定されている。

27

28 ③ 遺伝資源の利用の監視（monitoring）（第17条）

29 遵守を支援するため、適当な場合には、遺伝資源の利用について監視（monitoring）し、
30 利用の透明性を高めるための措置をとること（第17条1）が規定されている。当該措置に
31 は、以下を踏まえた一又は二以上のチェックポイント（確認のための機関）を指定すること
32 が含まれる（第17条1(a)）。なお、以下の規定では、義務規定において通常用いられる助
33 動詞である shall とは異なる助動詞が多用されている。

34 ア 適当な場合、PIC、遺伝資源の出所及びMATの設定等に関する関連情報を収集又は受領
35 する（would）こと（第17条1(a)(i)）。

36 イ 適当な場合、利用者に対して、アの関連情報を提供することを要求するとともに、この
37 不履行（non-compliance）の状況に対処するための措置をとる（shall）こと（第17条1（
38 a）(ii)）。

1 ウ アの関連情報（利用可能な場合には、国際的に認められた遵守の証明書から得られる情
2 報を含む。）を、秘密の情報の保護を妨げることなく、関連する国内当局、PICを与える提
3 供国及び適当な場合にはABSクリアリングハウスに提供する（will）こと（第17条1(a)(
4 iii)）。

5 エ チェックポイントは、効果的なものでなければならず（must）、アからウの実施に関連
6 する機能を有すべきであり（should）、遺伝資源の利用又は関連情報（特に、研究、開発
7 、イノベーション、商業化前又は商業化の全ての段階に関連するもの）の収集と関連を有
8 しているべきである（should）こと（第17条1(a)(iv)）。

9 10 3. 遺伝資源の提供国及び利用国の双方としての対応に係る規定

11

12 ① ABSクリアリングハウス及び情報の共有（第14条）

13 締約国は、秘密の情報の保護を妨げることなく、議定書によって必要とされている情報及
14 び締約国会議の決定により必要とされる情報をABSクリアリングハウスに提供することが
15 規定されている（第14条2）。これらの情報には以下を含むとされている。

16 ア ABSに関する立法上、行政上及び政策上の措置

17 イ 国内の中央連絡先及び権限ある当局に関する情報

18 ウ PICを与えるとの決定及びMATの設定を証明するものとして発給された許可証等

19

20 ② MATの遵守（第18条）

21 締約国は、遺伝資源等の提供者及び利用者に対して、紛争解決を対象とする規定をMATに
22 含めることを奨励すること（第18条1）、MATから生ずる紛争の事案について、自国の法制
23 度の下で訴訟を提起することができることを確保すること（第18条2）が規定されている。

24

25 4. 用語の定義（第2条）

26 上記1、2及び3に記述した各条文に基づく措置の対象となる遺伝資源や遺伝資源の利用
27 の定義は以下のように規定されている。

28

29 ① 遺伝資源（条約第2条の用語の定義を適用）

30 「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

31 「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材
32 をいう。

33

34 ② 遺伝資源の利用

35 「遺伝資源の利用」とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行
36 うこと（条約第二条に定義するバイオテクノロジーを用いて行うものを含む。）をいう。

37

38 ※条約第二条に定義する「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、

1 生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

4 III 名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ

6 本検討会での国内措置のあり方に係る検討は、検討会の設置者である環境省が主要な論点
7 を設定し、外部有識者からの報告も交えながら議論を進めた。第1回から第12回までの検
8 討会では主要な論点の全体について二度にわたる議論を行い、論点ごとの各委員の意見を別
9 紙1のとおり取りまとめた。また、その間に、環境省では企業及び研究者に対するアンケー
10 ト調査を実施し、本検討会での検討の参考として、その結果を紹介した（参考資料4参照）。
11 第12回から第○回までの検討会では別紙1及び別途委員から提出のあった意見書（別紙2
12 参照）の内容をもとに議論を整理し、報告書案をまとめる作業を進めた。この報告書案によ
13 り、○年○月○日から○年○月○日までパブリックコメントを実施し、第○回から第○回ま
14 での検討会においてパブリックコメントの結果も踏まえて……。このようにして取りまと
15 めた国内措置のあり方に係る本検討会の意見は以下のとおりである。

18 1. 議定書の締結により達成すべき意義

19 議定書の締結により次のことが達成されるような、日本国民に利益をもたらし、かつ簡素
20 で実行可能な国内措置を構築するべきである。

22 ・議定書第1条に規定される目的（Iの2参照）を達成するとともに、提供国及び利用国の
23 双方にとって有益なABSに関するルールの明確化により遺伝資源等の利用を促進し、遺伝
24 資源等を利用する産業及び研究活動の進展に資する。

25 [・条約の締約国として、議定書の国内実施を目標の一つとして掲げる愛知目標やこれを踏
26 まえた生物多様性国家戦略2012-2020を達成し、議定書の発効及び効果的な実施を促進す
27 る。／（削除）]

29 2. 遵守に関する国内措置

30 議定書第15条、第16条及び第17条の規定（IIの2参照）に対応する遺伝資源等の利用
31 国としての遵守に関する国内措置（以下「遵守措置」という。）のあり方については以下の
32 ように考える。

34 （1）基本的な考え方

36 ① 遺伝資源等の適正な利用の促進への貢献

37 遵守措置は、出所（提供国）やその国のABS法令等への遵守が確かな遺伝資源であることを
38 を保証する機能をもち、利用者が安心して遺伝資源を利用できることとなり、利用の促進に

1 貢献し、また、利用者による提供国の ABS 法令等の遵守のための自主的な取組を後押しする
2 ものとなるべきである。

3

4 ② 国内関係者からの支持及び国際社会への説明責任

5 遵守措置は、過度に規制的なものとなった場合には国内の学術研究活動や産業活動に負の
6 影響を及ぼす可能性があることを考慮し、日本の利用者が諸外国との競争上不利な立場に置
7 かれる等学術研究活動や産業活動を妨げることのない、遺伝資源の利用を促進するためのも
8 のであって、かつ、日本の利用者が提供国からの信頼を得られるものであり、国内にも海外
9 にもその妥当性を説明できるものとなる必要がある。

10

11 ③ 明確、簡素かつ实际的

12 遵守措置は、遺伝資源のすべての利用者が対応できるよう、明確かつ確実であって、実施
13 にあたって過度な負担のない簡素なものであり、各々の学術研究分野や産業分野におけるこ
14 れまでの利用慣行から可能な限り乖離しない程度に实际的なものとなるべきである。また、
15 施行後一定期間経過後に、運用の実態を踏まえて遵守措置の内容に係る必要な変更を行うこ
16 とについて検討するべきである。

17

18 ④ 遺伝資源の国際的な流通への配慮

19 日本と EU 等の主要先進国等の利用者間での遺伝資源の流通が今後も円滑に行われるよ
20 う、日本の遵守措置とそれらの国の遵守措置の可能かつ適切な範囲内のルールの共通性に
21 ついて、問題点等も考慮した上で検討するべきである。

22

23 ⑤ 普及啓発と支援措置の重要性

24 遵守措置を実施する前提として、その普及啓発を行う必要がある。また、遵守措置と併せ
25 て、政府による利用者に対する支援措置をその周知の上で実施する必要がある。(Ⅲの4参
26 照)

27

28 (2) 検討の前提となった国内外の状況

29 (3)～(5)では遵守措置に係る具体的な論点についてのあり方を記載しているが、本
30 検討会では以下のような状況下で検討を進めていたことに留意する必要がある。

31

- 32 ・世界的にも名古屋議定書に基づく国内措置(提供国及び利用国としての措置)の整備が進
33 展しておらず、手本となるものがない状況であること。
- 34 ・条約や議定書に規定される「遺伝資源」や「遺伝資源の利用」等の用語の考え方が整理さ
35 れておらず、これらについて検討していく必要がある状況であること。ただし、戦略的に
36 こうした考え方を整理しないとすることもあり得る。
- 37 ・国内では遺伝資源等の利用者が幅広く存在すると考えられるが、主要な利用者以外の利用
38 実態が正確には明らかとなっていない状況であること。

- 1 ・また、幅広い遺伝資源等の利用者に対して、PIC 取得及び MAT 設定に関する普及啓発や
2 支援が必要な状況であり、国内措置においてもこうした考え方を導入するとともに、負担
3 軽減を図る必要がある状況であること。
- 4 ・議定書第 15 条、第 16 条及び第 17 条に規定される「均衡」も含め、政府から名古屋議定
5 書の内容に関する解釈が示されていない状況であること。

6 7 (3) 適用の範囲

8 9 ① ABS 法令等が存在する他の締約国

10 議定書第 15 条 1 に基づく遵守措置は、ABS 法令等を有し、PIC の発給及び MAT の設定が行
11 われる他の締約国の遺伝資源を対象とすべきこと、また、当該他の締約国により ABS 法令等
12 の情報や PIC の発給及び MAT の設定に関する情報の提供がなければ遵守措置の実施が困難で
13 あることを踏まえて、遵守措置の対象とする他の締約国は、議定書第 6 条 3（とりわけ第 6
14 条 3 (e)）を満たす ABS 法令等を整備し、議定書第 14 条 2 に基づき当該 ABS 法令等の情報や
15 PIC の発給及び MAT の設定の情報を ABS クリアリングハウス等を通して公開している締約国
16 とすべきである。

17 18 (検討課題)

- 19 ・他の締約国で ABS 法令等が整備されていても、実際にはその規定の通り運用されていな
20 い場合には、遵守措置において当該他の締約国における実際の運用のレベル以上のこと
21 は行わないこととし、そのような状況下で遵守措置において他の締約国における運用の
22 レベル以上のことを行う場合には、特に学術研究分野の利用者による遵守措置への対応
23 が困難になることへの配慮。
- 24 ・他の締約国が ABS クリアリングハウスに提供している情報の正確さの程度に応じた遵守
25 措置の対応。
- 26 ・例えば同じ遺伝資源であっても、ある締約国で取得したものについては非商業的利用し
27 か認められないが、別の締約国で取得したものについては非商業的利用だけでなく商業
28 的利用も認められる等、他の締約国間の ABS 法令等における規定の違いにより取得した
29 遺伝資源の扱いが異なる場合において、それに応じる形で利用者が行うべき遵守措置上
30 の手続きも異なるものとなる場合には、組み合わせのケースが複雑にならないようにす
31 ること。
- 32 ・Ⅲの 2 (3) ⑧に記載するように、議定書第 16 条 1 に基づく形で他の締約国の遺伝資
33 源に関連する伝統的な知識を遵守措置の対象とする場合には、遺伝資源に関連する伝統
34 的な知識の取得の機会の提供について定める議定書第 7 条は、遺伝資源の取得の機会の
35 提供に係る規定である議定書第 6 条 3 に相当する内容が含まれていないことを踏まえ
36 た検討が必要であること（Ⅱの 1 ①及び②参照）。

1 ② 遵守措置施行後に取得された遺伝資源

2 議定書はその発効前に発生した事象を対象としていないことから、遵守措置の対象とする
3 遺伝資源は、議定書が発効し、日本の遵守措置が実施された後であって、かつ、他の締約国
4 で ABS 法令等が施行された後に、当該他の締約国において取得された遺伝資源に限定するべ
5 きである。

6
7 (検討課題)

- 8 ・ 遵守措置の対象とする遺伝資源の範囲について、遵守措置において「遺伝資源」や「遺
9 伝資源の利用」を定義することも含めて、利用の実態を踏まえつつ、可能な限り明確に
10 すること（③～⑨及び⑪も参照）。
- 11 ・ 遵守措置を具体化するにあたっては「遺伝資源」や「遺伝資源の利用」を定義すること
12 が必要であり、これらの用語が明確に定義されることは利用者にとっても有益である。
13 例えば DNA の情報が「遺伝資源」に含まれるとする等、他の締約国が条約及び議定書の
14 定義を越える内容の定義を設ける場合も想定されるが、遵守措置において「遺伝資源」
15 や「遺伝資源の利用」を定義する場合は、条約及び議定書における定義に基づくものと
16 すること。また、「遺伝資源の利用」の考え方については法的安定性を有するべきであ
17 り、例えば、[ある人が権利をもつ A というアイデアをヒントに、別の人が B というア
18 イデアを見出した場合、A の利用及び A+B の利用は A の利用に該当するが、B のみの利
19 用は A の利用に該当しない／(具体事例を記載)] という既に確立している特許におけ
20 る考え方を参考すること。ただし、戦略的にこうした考え方を整理しないとするこ
21 もあり得る。
- 22 ・ 遵守措置において「遺伝資源」や「遺伝資源の利用」を条約及び議定書における定義以
23 上に詳細に定義又は解釈することが困難な場合には、遵守措置の基本的な対象として、
24 ABS クリアリングハウス上の国際的に認められた遵守証明書の対象となっている遺伝資
25 源を把握するという考え方についても検討すること。ただし、他の締約国の ABS 法令等
26 に違反して PIC の取得及び MAT の設定が行われずに遺伝資源が取得された場合等は、国
27 際的に認められた遵守証明書が発行されないため、この考え方では捕捉できない遺伝資
28 源が存在し、それらの遺伝資源の扱いについての検討も必要になることに留意するこ
29 と。

30
31 ③ ヒト遺伝資源の扱い

32 ヒト遺伝資源については、条約の第 2 回締約国会議において条約の対象外とすることが決
33 定されていることから (Decision II/11)、遵守措置の対象から除外すべきである。

34
35 (検討課題)

- 36 ・ ヒト遺伝資源の考え方の整理。例えば、ヒトゲノムを有するものに限定されるのか、又
37 は、腸内細菌等のヒトに定着する微生物も含むのかを明らかにすること。

④ 派生物の扱い

派生物は、議定書第2条(e)において、「生物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の結果として生ずる生化学的化合物（遺伝の機能的な単位を有していないものを含む。）であって、天然に存在するもの」と定義されている。派生物のうち遺伝の機能的な単位を有するものは遺伝資源に該当するため（IIの4①参照）、遵守措置の対象となる。一方、派生物のうち遺伝の機能的な単位を有しないものは遺伝資源に該当せず、議定書第15条1において自国の管轄内で利用される遺伝資源についての措置をとるよう規定されていることを踏まえると、遺伝資源から分離された状態で取得された当該派生物については、遵守措置の対象とする必要はないと考えることができる。なお、派生物のうち遺伝の機能的な単位を有しないものについても、条約及び議定書に基づくMATの対象にはなり得る。更に、派生物のうち遺伝の機能的な単位を有しないものを化学修飾する等して人為的に改変したものは、天然には存在しないものであるため遺伝資源にも派生物にも該当しないと整理されることから、その扱いについては当事者同士の取り決めに委ねることとし、遵守措置の対象から除外すべきである。

⑤ 病原体の扱い

遺伝資源のうち、病原性を有するウイルスや細菌等の病原体については、人、動物又は植物の健康に脅威や損害を与える公衆衛生上の緊急事態をもたらすおそれがある。重篤な感染症が発生した場合には迅速にワクチンを開発する等してそのまん延を防ぐ必要があり、当該感染症の病原体を迅速に取得し利用できることが極めて重要であり、ABSに関する手続きはこのような緊急の対応の妨げになるべきではない。こうしたことを背景として、議定書第8条(b)では、提供国としてABS法令等を定め、実施するに当たり、遺伝資源の迅速な取得の機会の提供等の必要性を含め、公衆衛生上の緊急事態に妥当な考慮を払うことを規定している。この規定は提供国のABS法令等の対象から病原体を除外することを求めるものではなく、このため、遵守措置の対象から病原体を除外する根拠となる規定も議定書上存在しない。しかしながら、公衆衛生上の重要性に鑑みて、病原体を遵守措置の対象から除外するか、又は対象とする場合には遵守措置における手続きを簡便なものとするべきである。

(検討課題)

- 世界保健機関や厚生労働省、農林水産省による考え方を参考とした病原体の定義や、緊急の対応を必要とする病原体とそうでないものとの線引きを行う方法。
- 世界保健機関の「インフルエンザウイルスの共有並びにワクチン及びその他の利益へのアクセスのためのパンデミックインフルエンザ事前対策枠組み」（以下「PIP枠組み」という。）は、議定書の適用除外について規定する議定書第4条4の「ABSに関する専門的な国際文書」に該当する可能性があり、PIP枠組みが対象とするヒトで流行する可能性のあるH5N1型及びその他のインフルエンザウイルスについては、遵守措置の対象から除くことが可能であるか、世界保健機関における動向も踏まえつつ、その他の病原体とは分けて検討すること。なお、将来的には、議定書の締約国会議において、PIP枠

1 組みが議定書第4条4の「ABSに関する専門的な国際文書」に該当する旨の決定が行わ
2 れることが望まれる。

- 3 ・病原体であると同時に有用物質を生産するものも数多く存在することから、例えば利用
4 目的によって遵守措置における病原体の扱いを区別することを考える場合は、その実行
5 可能性の確保。
- 6 ・病原体は生物多様性の観点からの保全の対象となることはあまり考えられず、基本的に
7 条約やその下に位置づけられる議定書にはなじみにくいことを踏まえること。

9 ⑥ コモディティの扱い

10 他の締約国において一般に市場に流通しているコモディティ及び日本国内において一般
11 に市場に流通している他の締約国由来のコモディティのうち生鮮食品等については、食用等
12 の売買時に本来の目的とされていた利用形態とは異なって、遺伝的な分析や有用物質の開発
13 等の遺伝資源の利用が行われることがある。

14 遵守措置の対象又は対象外とするコモディティの線引きは、種類又は利用目的による
15 ることが考えられるが、種類については提供国によってABS法令等において対象とする種類
16 が異なる可能性があるため、利用目的によるものとすべきである。

17 コモディティを遵守措置の対象とするのは、売買時に本来の目的とされていなかった遺伝
18 資源の利用が行われる場合に限るべきである。なお、育種や製薬を本来の目的として取引さ
19 れている種苗や薬用植物について育種や製薬のために遺伝資源の利用に該当する行為が行
20 われることに関しては、遵守措置の対象から除外するべきである。また、特に市販品種に関
21 しては、種苗法や植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「UPOV条約」という。）に
22 基づき、個人農家等がそれらと他品種との交雑等を一般的に行っていることを踏まえる必要
23 がある。

24 コモディティが売買時の本来の目的で利用される場合は、コモディティは販売者と購入者
25 が互いに納得した価格により販売及び購入されており、必要な利益配分は行われていると考
26 えられることから、遵守措置の対象から除外するべきである。なお、EUの規則案（Iの4
27 参照）についての平成25年9月12日の欧州議会の議論では、一般に取引されるコモディテ
28 ィについては規則を適用しない旨を追記する修正が採択されている。

29 (検討課題)

- 30 ・コモディティとの用語については、その範囲が必ずしも明確ではないため、定義するか、
31 他の用語を用いること。併せて、売買時の本来の目的外の利用を行う状況について具体
32 的に考察すること。
- 33 ・コモディティを遵守措置の対象又は対象外と定める方法について、コモディティを全体
34 的に除外した上で例外的に対象とする場合を定めるか、コモディティを全体的に対象と
35 した上で除外する場合を定めるか、どちらとするかの選択。
- 36 ・他の締約国のABS法令等においてコモディティを規制の対象としているか否かや、他の
37 締約国におけるABS担当局と輸出当局との連携を含むABS法令等の実施の実態、日本の
38

1 一般消費者が購入する際に他の締約国の ABS 法令等に基づくルールがコモディティに
2 明示されているか等の実態に基づいた、遵守措置における当該他の締約国のコモディテ
3 イの扱いの決定。

- 4 ・教育目的でコモディティについて遺伝資源の利用を行うことは、例外的に遵守措置の対
5 象から除外するよう配慮すること。
- 6 ・議定書第4条1の規定が、広範に流通している食品等のコモディティが、売買時の本来
7 の目的で利用される場合に、それらについて議定書の適用を除外する根拠となるかどう
8 かの確認。

9 10 ⑦ 研究機関や大学が所有する遺伝資源の扱い

11 研究機関や大学等が所有する遺伝資源は、学問発展のため必要不可欠である。従って、下
12 記⑨のとおり、遵守措置の対象から除外するか、又は対象とする場合には遵守措置における
13 手続きが緩やかなものとなるよう配慮するべきである。研究機関や大学等における遺伝資源
14 を専門的に取り扱っている部門の中で、微生物に関する部門がカルチャーコレクションと呼
15 称されているが、カルチャーコレクション [から微生物を提供する場合／の遺伝資源] の利
16 用目的は、新種の同定や提案を行う際に比較の対象とされる分類学的な基準株として、他の
17 開発品等の薬効や毒性、抗菌性等の検定のために所定の方法で用いられる検定菌として、有
18 用物質生産等の研究開発の対象としての三つの場合に大きく分けられる。このうち、基準株
19 及び検定菌として使用される場合は、他の遺伝資源や開発品についての研究開発過程での基
20 準や指標となるに過ぎず、基準株及び検定菌自体は研究開発の対象という位置づけにないた
21 め、遵守措置の対象から除外するべきである。なお、基準株については研究開発の基盤とな
22 っており、検定菌についてはアメリカ・ヨーロッパ・日本の三薬局方で共通しており、指定
23 された各国のコレクションにおいて同じ菌が使えるようになっているという現状がある。

24 25 (検討課題)

- 26 ・遵守措置と微生物に係る国際寄託の制度との整合を図ること。
- 27 ・検定菌や基準株自体も産業利用のポテンシャルを有しているため、検定菌や基準株とし
28 ての利用と産業利用の線引きを行う方法。

29 30 ⑧ 遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い

31 議定書の範囲内である先住民社会及び地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的な知
32 識を遵守措置の対象とするべきである。

33 34 (検討課題)

- 35 ・提供国が自国の遺伝資源に関連する伝統的な知識の一覧を作成し ABS クリアリングハウ
36 スを通じて周知していることを、遵守措置の対象とする前提とすること。
- 37 ・書籍等に記載され公知となっている遺伝資源に関連する伝統的な知識の利益配分先。

38

1 ⑨ 非商業目的の学術研究利用の扱い

2 遺伝資源等の非商業目的の学術研究の成果は、生物の多様性の保全や持続可能な利用に貢
3 献することが期待される。このような背景から、議定書第8条(a)では、提供国としてABS
4 法令等を定め、実施するに当たり、非商業目的の研究のための取得の機会の提供について簡
5 易な措置によることとすることを含め、生物の多様性の保全や持続可能な利用に貢献する研
6 究を促進及び奨励するための条件を整えるよう規定している。この規定は提供国のABS法令
7 等の対象から非商業目的の研究利用を除外することを求めるものではなく、このため、遵守
8 措置の対象から非商業目的の研究利用を除外する根拠となる規定も議定書上存在しない。し
9 かしながら、非商業目的の遺伝資源等の学術研究利用については、それにより得られる知見
10 等の重要性に鑑みて、遵守措置の対象から除外するか、又は対象とする場合には遵守措置に
11 おける手続きが緩やかなものとなるよう配慮するべきである。また、学術研究利用の利益配
12 分は、論文の公表や提供国の科学技術力の向上への貢献等であり、基本的に非金銭的である
13 と捉えるべきである。

14
15 ⑩ MATの内容に関する遵守への関与

16 議定書第15条1では、自国の管轄内で利用される遺伝資源が、提供国のABS法令等に従
17 い、PICにより取得されており、MATが設定されていることとなるよう必要な措置をとるよ
18 う規定している。この規定を踏まえて、遵守措置におけるMATに関する対応としてはその設
19 定の有無の確認とすべきである。利用者によるMATの内容の履行に関しては、議定書第
20 18条に基づいて対応するべきである。

21
22 (検討課題)

- 23 ・提供国がABS法令等においてMATの内容に関して規定しており、議定書第14条2に基
24 づきその規定の内容を含む当該ABS法令等の情報をABSクリアリングハウス等を通じて
25 [明確に示している場合に限り、設定されたMATの内容が当該ABS法令等に従うもので
26 あるかを確認する必要があるか検討されるべきである。／明確に示している場合であっ
27 ても、MATは提供者も合意したものであるから、設定されたMATの内容が当該ABS法令
28 等に従うものであるかを確認する必要はないと考える。]

29
30 ⑪ 既存の国際的制度枠組み（ITPGR等）との関係

31 議定書第4条4に基づき議定書の適用が明確に除外される対象としては、議定書の特別法
32 としての位置づけにある食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（以下
33 「ITPGR」という。）の第10条から第13条に基づく多数国間の制度（MLS）の対象となる、
34 食糧安全保障上の重要性等に基づいて選定された附属書I掲載作物が考えられる。

35 また、遵守措置は、議定書第4条1に規定される、議定書は他の国際協定に基づく締約国
36 の権利義務に影響を及ぼすものではなく、議定書と他の国際文書の間には優先順位は存在しな
37 いとの原則を踏まえたものとなるべきである。

1 (検討課題)

- 2 ・種苗の新品種の開発過程では、その素材として複数の植物遺伝資源を段階的に掛け合わせ
3 せていく。育種家は自身が使用した素材については把握していても、個々の素材が過去
4 にどのような植物遺伝資源の交配の結果作り出されたものであるかまで把握することは
5 は通常困難である。また、市販の種苗が、購入者により新品種開発の素材として使われ
6 ることも多いが、当該種苗の販売者がそのような利用について把握することは困難であ
7 る。このような利用上の特性から、植物育種では ABS に係る権利義務が複雑化しやすい
8 という課題があるが、この課題は ITPGR の附属書 I 掲載作物に限らず全ての植物に共通
9 であることを踏まえて、MLS で使用される定型の素材移転契約（以下「SMTA」という。）
10 を用いて ITPGR の附属書 I 掲載作物と同様の形で ABS を実施している場合には、附属書
11 I 掲載作物以外の植物種についても遵守措置の対象から除外すること。

12
13 (4) チェックポイントについて

14
15 ① チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について

16
17 ア 効果的な確認の方法

18 遺伝資源が事業所や研究室の中でどのように使用されているのかを監視 (monitoring) す
19 ることについては、研究段階では極めて多数のサンプルを扱うことから難しく、また、その
20 ほとんどが成果に結びつかないことからその意義には疑問があり、仮にそのような監視
21 (monitoring) が行われるとしても実際問題として PIC の取得や MAT の設定なしに国内に持
22 ち込まれ使われているものについて確認することは困難と思われる。このため、全ての遺伝
23 資源の利用について監視 (monitoring) することよりも、[むしろその成果や利益である論
24 文発表や学会発表、特許取得、製品化に関する公開情報等を把握・管理することによって対
25 応すべきである。ただし、特許取得や製品化に関しては、それらの承認審査に影響しない
26 よう、チェックポイントは特許取得や製品化の承認当局とは異なる組織とするべきである
27 (③参照)。

28 企業としては製品を販売できなければそれまでの投資が無駄になること、また、学術研究
29 の最終的な成果は論文発表であることから、PIC の取得や MAT の設定がなされていない遺伝
30 資源の利用による製品化や論文発表を防ぐことができれば監視 (monitoring) の目的は達成
31 されると考えられる。／ (削除)]

32 EU の当初の規則案 (平成 24 年 10 月公表) では、商業化の前までに相当な注意義務の履
33 行について届出を求めることとしており、利用者にとって柔軟性があり煩雑さが軽減される
34 ように配慮されていることから、この考え方を遵守措置に取り入れるべきである。

35
36 (検討課題)

- 37 ・遵守の確認の方法に関しては、利用者による自発的な連絡や、チェックポイントによる
38 ABS クリアリングハウス上の国際的に認められた遵守の証明書の情報の確認、親子鑑定

1 のような高度な技術に拠らないでできる限り簡素な方法での確認、[学術研究に関しては
2 論文を受理・管理する部署による遺伝資源の適切な利用を促すための研究者への指摘等
3 についても検討されるべきである。/学術研究は除外するべきであるが、自発的な連絡
4 の方法として公的研究資金の申請時等に遵守を行う旨を宣言する等が考えられる。]

- 5 ・議定書第 15 条、第 16 条及び第 17 条を一体的に捉えて、第 17 条に基づいて具体的に機
6 能する仕組みを考えること。
- 7 ・遵守措置は議定書第 17 条において使用される“shall”“would”“will”“should”の
8 表現の強さの違いに応じたものとする。
- 9 ・収集した情報を遵守措置の改善に役立たせることも念頭におき、チェックポイントに国
10 内における ABS に関する動向や、PIC 取得や MAT 設定の状況を把握する機能をもたせる
11 こと。
- 12 ・チェックポイントは遺伝資源利用の監視 (monitoring) と利用に関する透明性の向上を
13 通じて遵守を支援することを目的とし、遺伝資源の利用を取り締まるのではなく、確認
14 と注意、指摘をその機能とすべきであり、極めて少数の悪意ある利用者の制裁を重視す
15 るあまり、大多数の合法的な利用者を苦しめるようなものとするべきではないこと。
- 16 ・2005 年からの「遺伝資源へのアクセス手引き (経済産業省・バイオインダストリー協
17 会)」の実施等の経験を踏まえること。

18 19 イ MAT についての確認

20 2 (2) ⑩に記載したとおり、議定書第 15 条 1 を踏まえて、遵守措置における MAT に関
21 する対応としてはその設定の有無の確認を基本とし、利用者による MAT の内容の履行に関し
22 ては議定書第 18 条に基づいて対応するべきである。

23 24 (検討課題)

- 25 ・非公開とすることを前提に、他国から信頼を得られるよう、チェックポイントにおいて
26 PIC 及び [MAT の内容を把握できるようにし/ (削除)]、利益配分の実施を確認する
27 こと。
- 28 [・MAT の内容は商業利用又は非商業利用、業界、利用事例により内容やあり方が大きく
29 異なるため、事例を大別して MAT の確認の考え方を整理すること。なお、その際には、
30 植物育種等においては、利用過程で生じるあまたの子孫について個々に、別途新たに
31 MAT を結ぶ必要がないように留意が必要である。/ (削除)]

32 33 ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring) 方法

34 非商業的利用については、それらが引き続き円滑に行われるよう、遵守措置においてチェ
35 ックポイントへの情報提供等の手続きを設ける場合には緩やかな手続きとするとともに、外
36 部から批判を浴びることのないよう透明性を確保する必要がある。

37 国際的に認められた遵守の証明書においても商業的利用と非商業的利用の区別があるこ
38 とから、遵守措置において両者を区別した手続き等を設けることは可能と考えられ、仮に手

1 続き上両者の区別のない遵守措置を実施すれば研究現場が大いに混乱する可能性があること
2 ことから、非商業的利用に対する手続き上の配慮を行うべきである。

3
4 (検討課題)

- 5 ・学術研究利用については、科学研究費等の申請の際に、他国の遺伝資源を研究に用いる
6 場合は、ABS について理解しており、これを遵守する旨の宣言を求めるといった方法の妥
7 当性。
- 8 ・研究を発表する時点や公的資金を受領する時点等における自発的な届出の制度を設ける
9 こと。

10
11 エ 遺伝資源のアクセスから商業化までのトレースの方法

12 学術研究利用に際して、自由かつ円滑な第三者への遺伝資源の提供が困難になれば、学術
13 研究の発展への大きな障害となる。このため、遵守措置において、利用者が第三者に遺伝資
14 源を提供する場合に、当該利用者に対して、提供先の情報や提供先での当該遺伝資源の利用
15 状況に係る情報の収集・管理やチェックポイントへの提供を求めるようなことは行わない
16 か、最小限に留めるべきである。なお、学術研究利用においては、遺伝資源を譲り受ける又
17 は提供する際には、論文発表を視野にその出所等に係る情報をやりとりするようにしてお
18 り、また、商業的利用を行う場合には別途契約を必要とする等の条件を付した契約を結び、
19 商業的利益が生じた際の対応を担保するようにしている。利用者への普及啓発により、こう
20 した情報伝達や契約の締結とその遵守が着実に実施されるように促す必要がある。

21 商業的利用においては、第三者への遺伝資源の移転の可否や提供国への利益配分の方法に
22 ついては、当該遺伝資源が取得された際の最初の MAT の規定によることとなるため、現在の
23 実態を踏まえても、遺伝資源の出所から当該遺伝資源の最終段階の利用までの情報管理に関
24 しては当該 MAT を設定した最初の利用者に委ねるべきである。

25 他方、提供国と締結した契約の内容によっては、契約当事者である利用者による毎年の遺
26 伝資源の利用状況についての報告が求められることがあり、こうした提供国への報告も遺伝
27 資源のトレースという概念に含まれ得るが、このような事例においてチェックポイントに対
28 して同様の報告を行う必要はないと考えられる。

29
30 (検討課題)

- 31 ・上記の学術研究利用に係る自主的なルールについて届け出られたものを〔国で承認する
32 ことにより、学術研究利用時の遵守を提供国に対して保証すること／（削除）〕。
- 33 ・提供国から日本国内での学術研究利用について隅々までトレースするよう域外適用を迫
34 られるような事態に備えて、遵守措置では域外適用の双務的な原則を採用すること。
- 35 ・条約の方式に馴染まない種苗等の産業分野の課題については、より馴染む制度の下での
36 解決に努めること。
- 37 ・企業による研究活動に係る情報は、権利化又は製品化するまでは基本的にその企業内に
38 留められるものであり、他の利用者と共有することはあまり望ましいことではないこと

1 を踏まえること。

2
3 オ 他のものと掛け合わせを行った遺伝資源の監視 (monitoring) の範囲

4 植物育種では、最終的にできた新品種が、その開発に用いられたある提供国の遺伝資源の
5 ごく一部の形質しか受け継いでいない状態のものとなる場合があるが、その受け継いだ形質
6 が育成者の育種目的に係るものであれば他の形質を殆ど引き継いでいなくとも商業的に利
7 用できるものとなる。遵守措置においてチェックポイントへの情報提供等の手続きを設ける
8 場合には、新品種と、その新品種に導入された提供国の遺伝資源に係る情報のみを対象とし、
9 試験過程で用いられたものの新品種に導入されなかった遺伝資源については対象外とする
10 べきである。

11 植物育種の例に見るように、提供国の遺伝資源を掛け合わせる等して作られるものに関する
12 監視 (monitoring) について検討する際には、提供国の遺伝資源から引き継がれた形質の
13 割合よりも引き継がれた重要な形質の有無を重視するべきである。

14
15 (検討課題)

- 16 ・植物育種では変化が加わった子孫が拡散していくため、遵守措置において、それらの子
17 孫の扱いを、当該子孫を作り出す元となった個々の遺伝資源の提供国の ABS 法令等にお
18 ける規定に拠ることとすれば、複雑な状況になり対応することが困難となる。ITPGR で
19 は、開発中の植物遺伝資源である中間物の定義や扱いが明確にされており、提供国から
20 中間物の元となった遺伝資源を取得した者に求めていることは、当該中間物を第三者に
21 譲渡する際のパスポートデータの添付及び FAO の基金への情報提供までとされており、
22 中間的な育成経過等のモニタリングは要求されず、育種に用いた遺伝資源についての情
23 報を成果物を販売する段階で報告を行うこととされている。遵守措置においてもこうした
24 扱いを採用すること。
- 25 ・提供国の遺伝資源を掛け合わせる等して作られたものは、利用者の知恵が加えられた当
26 該提供国の遺伝資源とは異なるものであるとして、その後の利用については遵守措置の
27 対象としないという考え方の妥当性。

28
29 カ 感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化

30 2 (2) ⑤に記載したとおり、重篤な感染症が発生した場合には、ワクチン等の開発のため、
31 その病原体を迅速に利用できるようにすることが極めて重要であり、遵守措置において
32 病原体の利用に関してチェックポイントへの情報提供等の手続きを設ける場合には、世界保
33 健機関や厚生労働省等における感染症等の緊急性に係る判断基準を踏まえた簡便なもの
34 する必要がある。簡便な手続きとしては、例えば、通常はチェックポイントへの事前の情報
35 提供等を求める場合に病原体の利用に関しては事後の情報提供を認めること等が考えられ
36 る。なお、遵守措置による手続きがあまり負荷のかからないものとなる場合には、簡便化し
37 た手続きを特に設けないことも考えられる。

1 ② 情報の収集と提供

2 チェックポイントへの情報提供等の手続きを設ける場合に、利用者に提供を求める情報
3 は、MAT が設定されていることの実事確認ができる情報を含む議定書第 17 条 4 に規定され
4 る国際的に認められた遵守の証明書に載せられるべき情報や、提供国で取得された遺伝資源
5 を用いて新品種を開発する等の事例においては、当該新品種が国際的に認められた遵守の証
6 明書に記載される遺伝資源の子孫であることを証明する情報等の必要最小限のものとし、こ
7 れら以外の情報の提供については任意とするべきである。

8 チェックポイントでは利用者から提供を受けた契約内容や研究内容の詳細等の秘密を保
9 持する必要がある。チェックポイントから ABS クリアリングハウスに提供する等して公開さ
10 れる情報は、秘密を含まない最低限のものとするべきである。また、EU の当初の規則案で
11 は、ABS クリアリングハウスへの遵守への対応に関する情報の提供は 2 年に一度と低い頻度
12 とされていたことを参考にすべきである。

13

14 (検討課題)

15 ・利益配分の優良事例等を積み上げ、遵守措置の改善に役立てる観点から、MAT の内容に
16 ついてもチェックポイントへの [(追加) 任意の] 情報提供を求めること。

17

18 ③ チェックポイントの指定

19 EU の当初の規則案における商業化前に相当な注意義務の遵守を確認するという考え方は
20 利用者からは歓迎されるものであるが、産業振興や研究開発の発展を阻害しない観点から、
21 この確認を特許出願の審査や医薬品の承認審査、品種登録出願の審査等と関連させるべきで
22 はない。

23

24 (検討課題)

25 ・チェックポイントの指定については、特定の省庁が全面的に担当する形や、所管する産
26 業分野等を担当する省庁と全体を監督する省庁を置く形が考えられるが、遺伝資源の利
27 用実態を踏まえた実施体制を整えること。

28

29 ④ 外部からのバイオパイラシー等の指摘への対応

30 提供国政府以外の主体からの指摘に対しては政府として対応するべきではない。また、提
31 供国から利用者である企業に対して指摘があった場合には、企業は基本的に自己責任におい
32 て対応すると考えられるため、遵守措置はこのことを考慮したものとなるべきである。

33 チェックポイントは、ABS クリアリングハウス等から得られる情報をもとに提供国法令の
34 内容に精通しておき、提供国で取得された遺伝資源の利用について当該提供国から指摘を受
35 けた場合には、当該指摘に関する情報の正しさの証明を当該提供国に対して求め、その内容
36 を検証し、必要性があると認められる場合のみ、指摘の対象となっている利用者に対して事
37 実関係の説明を求めるべきである。また、当該提供国からの指摘を理不尽なもの判断した
38 場合には、その国に対して正当な理由を示し、然るべき対応と処理を行えるような体制をも

1 つことが必要である。

2

3 (検討課題)

4 ・提供国等から訴えられた場合に組織的に対応することが困難な中小企業や農家等の存在
5 を考慮し、公的な相談窓口を設置すること。(4②参照)

6

7

8 (5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について

9

10 ① 遵守措置の不履行 (non-compliance) (議定書第 15 条 2 及び第 16 条 2)

11 過失による遵守措置の不遵守の場合には、利用者に不遵守の状況を是正する機会を設ける
12 べきである。

13 なお、日本の利用者が提供国の ABS 法令等を遵守していなかった場合に、日本政府が当該
14 提供国に代わって当該利用者を罰するようなことは、通常、両国間で相互的に義務を果たし
15 合うという条件が有る等の極めて例外的なケースに限るべきである。

16

17 (検討課題)

18 ・利用者に対して是正を求める以上の措置を設けるかどうかの選択。その検討の際には、
19 何らかの処分があるということ自体が研究を萎縮させることも考慮すること。
20 ・日本の企業の ABS に関する活動方針から判断して、故意による提供国の ABS 法令等の不
21 遵守や契約の不履行がなされることは総じて考えにくい、そのようなことを行う利用
22 者は全くいないとはいえない。他国から日本がどのように見られるかも考えた上で不遵
23 守を行う利用者に対応すること。また、その対応に際しては、不遵守を行う利用者を全
24 て見つけ出すことは困難であると思われるため、現実を踏まえた目標設定を行うこと。
25 ・市販品種を遵守措置の対象とすれば、UPOV 条約や種苗法に基づき従来より市販品種を
26 育種利用してきた多くの事業者が意図せず不遵守を行ってしまう可能性があることへ
27 の留意。

28

29 ② チェックポイントからの情報要求への不履行 (non-compliance) (議定書第 17 条 1
30 (a) (ii))

31 [PIC の取得及び MAT の設定に関して疑いがある場合に、事実関係を把握する仕組みがな
32 ければ、提供国の ABS 法令等に従って適切にこれらを取得・設定した利用者との関係で違法
33 行為者を不当に利することになる。また、チェックポイントに求められる役割が効果的に果
34 たされるようにするためには、利用者がチェックポイントからの情報提供の要求に応じない
35 場合には、当該利用者に情報提供を強制する権限が必要となると考えられる。／ (削除)]
36 こうした対応については、他の締約国の実施状況も踏まえて、それらとのバランスをとるべ
37 きである。

38

1 3. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について

2 遺伝資源等の提供国として、議定書第6条及び第7条の規定（Ⅱの1参照）に基づいて主
3 権的権利を行使する必要性、すなわち遺伝資源等の取得に際して日本政府のPICを得ること
4 等を必要とさせる制度（以下「国内PIC制度」という。）を日本で措置する必要性に関して
5 は、以下のように考える。なお、日本では、これまで条約に基づく遺伝資源の提供国として
6 の措置（Ⅰの2参照）は講じておらず、利用者が日本の遺伝資源を取得する際は、関係法令
7 に従う必要はあるが、日本政府のPICは求められていない。

8

9 国内PIC制度の必要性に関する日本の状況は条約の締結時から基本的に変わっておらず、
10 むしろ国内PIC制度を導入した国々の遺伝資源の取得が利用者にとって困難となり、結果と
11 してそれらの国々が利益の配分を得難くなった経験からは、国内PIC制度は措置しない方が
12 良いとの教訓が得られたとも言える。

13 学術研究利用の観点からは、国際競争力の確保のためには必要な遺伝資源等を最小限の手
14 続きで、かつ、時宜に即した形で海外とやりとりする必要がある。国内PIC制度が導入され
15 れば、国内のコレクションに日本の遺伝資源を寄託等する際の審査もPICや権利関係の観点
16 からより厳しくなると予想され、また、例えば双方の国の遺伝資源の利用促進を掲げる国際
17 共同研究を行う場合には、相手国の研究者にとって日本の遺伝資源を利用する際の制約が増
18 すことになり、研究内容よりも手続きについての相談が先に立つようになって相手国の研究
19 者とのつながりが薄れてしまうことが懸念される。このため、国内PIC制度は措置しないか、
20 措置するとしても学術研究利用については除外するべきと考えられる。また、科学と技術革
21 新を立国の基礎とする日本としては、産業利用の観点からも、国内PIC制度の導入が裏目
22 に出る可能性は大きく、死活的に深刻な問題になり得る。

23 遺伝資源に関連する伝統的知識については、条約や議定書では先住民等社会が有するもの
24 を指しており、漢方薬に関する知識はこうしたものに該当しない。また、国内にこうした知
25 識があるとしても公知の状態であることが考えられるが、日本の現行法では、新規性、進歩
26 性、産業利用可能性の何れにも該当のないものは誰もが自由に利用でき、公知の状態にある
27 ものを特定の者が独占する権利はないことも踏まえるべきである。このような観点から、保
28 護すべき固有の知識は仮にあったとしても少ないものと考えられる。

29 現時点では上記のような状況から、遺伝資源等についての国内PIC制度を措置する必要性
30 は低いものと考えられるが、遺伝資源を巡る情勢の変化等から将来的に必要な場合に備
31 えて検討は継続する必要がある。

32

33 (検討課題)

- 34 ・排他的経済水域も含めて日本の生物資源は決して乏しくないという前提に立った上で
35 の、国内PIC制度を措置する場合又は措置しない場合の公益の比較や、遺伝資源等が存
36 在する地域やその利用の関わり方への影響の調査。また、これらの比較、調査を行う際
37 には、どのような時間軸で測るかという点についても考慮すること。
38 ・生物多様性の観点からの課題として、条約の目的の達成のために必要な生物多様性に係

1 る研究の推進のためには、多少なりとも新たな手続きが必要となるのであれば国内 PIC
2 制度が措置されない方が望ましい一方で、日本の固有で豊かな生物資源は十分に把握さ
3 れておらず勝手に国外に持ち出されることを防ぐためには国内 PIC 制度により権利保
4 護を図る必要性が考えられるところ、両者のバランスの取り方。

- 5 ・日本の国内生物資源の管理及び利用状況について他国がどのように考えるかという視
6 点。
- 7 ・日本が例えば緩やかな国内 PIC 制度を措置することで、他国に範を示すという考え方の
8 妥当性。ただし、同様の考え方を以て条約に基づく国内 PIC 制度を措置した他国の事例
9 では結果として緩やかとはいえない制度となっていることを踏まえる必要がある。
- 10 ・遺伝資源の持続的な利用による利益配分を通じて途上国の保護地域制度の発展に役立て
11 ようとの発想が ABS 制度の出発点であったことを踏まえて、現行の自然保護制度の改正
12 等により国内 PIC 制度を措置することの実行可能性。その場合には、現行の自然保護制
13 度の対象となっていない菌類や原生生物等も対象に加えること。また、配分された利益
14 を日本の生物多様性保全に充てること。
- 15 ・制度の導入以前の取得まで遡及しないことを原則とすること。
- 16 ・学術研究利用を目的とする遺伝資源等の取得については、日本又は他国に由来するもの
17 であるかを問わず、国内 PIC 制度の対象外とすること。
- 18 ・他の先進国との科学技術や産業分野における協力関係を維持する観点から、国内 PIC 制
19 度は内外無差別とすること。
- 20 ・行政的な管理コストを含めた日本に合った実施体制や手法。
- 21 ・環境基本計画の下での国内 PIC 制度の位置付け。
- 22 ・民有地の地権者が持つ財産権との調整。
- 23 ・日本国内で取得された遺伝資源であるという証明書を発行するだけの、国内 PIC 制度と
24 は別の簡易な制度の可能性。
- 25 ・種苗法や UPOV 条約等の既存の関連制度との調整。
- 26 ・遺伝資源コレクションにおいて保存する微生物の名称や採取場所等の情報の整備。
- 27 ・作物を国内 PIC の対象とする場合には作物の原種・原産国との関係の整理。
- 28 ・遺伝資源に関連する伝統的知識については、定義や伝統的知識の権利の所有者の考え方
29 の整理。

30 31 4. 普及啓発及び利用者支援

32 33 ① 普及啓発

34 ABS 原則の普及啓発は、特に、中小企業や零細企業の多い業界では重要であり、そうした
35 業界を優先して実施される必要がある。普及啓発の内容としては、これまで既に実施してい
36 る条約の内容に加えて、議定書の内容、議定書に基づくチェックポイントの役割や監視
37 (monitoring) の内容、バイオパイラシーとされた事例や留意点、バイオパイラシー等と指
38 摘された場合に利用者自身が対処できるように証拠文書の保存方法等が考えられる。なお、

1 経済産業省及びバイオインダストリー協会が条約、ボン・ガイドライン及び議定書を踏まえ
2 て作成したABSの遵守に関するガイドラインである「遺伝資源へのアクセス手引」は、普及
3 啓発のツールとしてだけでなく議定書に基づく遵守措置ができるまでの間の自発的な国
4 内遵守措置として活用可能である。

5 6 ② 利用者支援

7 国内遵守措置と併せて、遺伝資源利用者が海外提供国と円滑にABSを実施できるような支
8 援措置が実施される必要がある。

9 支援措置の内容としては、第一に、経済産業省及びバイオインダストリー協会、国立遺伝
10 学研究所が既に行っているように、利用者が他国からバイオパイラシー等として指摘された
11 場合に相談に応じる窓口の整備が必要である。こうした窓口の実効性を確保するためには、
12 継続性と専門性のある組織が担当することやチェックポイントが実施することが考えられ
13 る。

14 また、学術研究から商業利用に円滑に移行できる契約のひな形やITPGRで利用されている
15 SMTAを参考とした契約のひな形の作成が考えられるが、契約の条件まで規制するようない
16 ひな形を作成することは避けるように留意する必要がある。

17 18 (検討課題)

- 19 ・各業界で相談窓口となれるような人材を育成する仕組み。
- 20 ・遵守措置の対象から除外される遺伝資源及び／又は遵守措置の対象となる遺伝資源にア
21 クセスするための明確な方法や正式な入手先に係る情報を整理したデータベースの構
22 築。
- 23 ・コレクション間での遺伝資源の円滑な移動を可能とする制度の構築。
- 24 ・海外遺伝資源へのアクセスの円滑化措置として、日本の遺伝資源利用者の過半数が利用
25 すると推察されるアジア地域等の国々との包括的な遺伝資源の取得手続きの構築。
- 26 ・ABSに関する良い実践例の表彰及び普及。

27 28 29 5. その他

30 31 ① 利用者が自らとるべき対応

32 他者から他国由来の遺伝資源等を譲り受ける際には、当該他国のPICが取得され、MATが
33 設定されていることを書面で確認[する／できる]ことが遺伝資源の利用者にとって最も基
34 本かつ重要なことである。提供国のABS法令等に遺伝資源の利用に係る詳細な規定がある場
35 合には、それらの規定を反映させたMATを作成し、PICの申請時にこれを添付して、権限の
36 ある当局からPICとともに当該MATについて了解を得ることで、提供国のABS法令等を遵守
37 したMATの締結が可能となり、提供国及び提供者の双方を満足させることができる。MATの
38 設定については、その効力の及ぶ範囲について、提供国の意図を十分理解した上で合意でき

1 る内容とすることが重要である。

2 また、人材育成や技術移転、共同研究の成果の共有や金銭的な利益配分を行うことを提供
3 国に対して示していくことで提供国との関係を維持し、提供国にとって日本への遺伝資源の
4 提供を魅力あるものとし、利用可能な遺伝資源を拡大していく必要がある。

5

6 ② その他

7 遵守措置の検討に当たっては、国際的な解説書や EU 等の先進国の事例を参考にして国際
8 的な相場観を把握しつつ、日本が不利にならないように配慮すべきである。また、議定書
9 の解釈に当たっては、原文を踏まえながら、議定書第 17 条で使用されている“shall”
10 “would” “will” “should” の表現の強さの違いに応じたものとする必要がある。

11 必要な海外遺伝資源等の取得ができないことにより、日本の学術研究や産業界が困らない
12 ように、産官学が一体となって ABS を円滑に実施するために取り組む必要がある。

13

14

15 6. 国内措置の検討の今後の進め方

16 本報告を踏まえて、関係省庁が一丸となり議定書の締結に必要な国内措置の検討を進める
17 必要がある。また、その際には、遺伝資源等を利用する産業界や学術研究者等も交え、議定
18 書第 1 条の目的を達成し、国内措置の実施により我が国の利用者がより円滑に遺伝資源等を
19 取得・利用し、学術研究活動や産業活動が一層活発に行われ、日本の国益にも資するような
20 議論が重要である。

21 加えて、議定書を効果的に実施するためには、継続した国際的な議論が必要と考えられ、
22 その際にも、日本の国益を踏まえた交渉が可能となるように、オールジャパンの体制で臨む
23 ことが重要である。

24 また、将来、議定書を巡る国内外の情勢に顕著な変化があった場合には、その変化に応じ
25 た国内措置の検討が必要である。

1 検討会報告書素案の参考資料 3

2
3 遺伝資源等の利用状況について4
5 1 遺伝資源等の主な利用

6 本検討会での議論を踏まえた遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識（以下「遺伝資源等」という。）の主な利用については、次のとおりである。

7
8
9 日本を含む世界各地の遺伝資源等は、分類学、生化学、農学等の学術研究や、医薬品や化粧品、化粧品、機能性食品、種苗その他の産業活動で幅広く利用されており、その成果は人類の福利の向上に貢献している。また、非商業的な学術研究の成果は、生物の多様性の保全や持続可能な利用への貢献が期待される。

10
11
12 遺伝資源の利用形態は分野によって異なり、例えば、医薬品の開発においては、微生物及び動植物等の多数の遺伝資源の中から最終的には一つの遺伝資源が産生する酵素若しくは酵素や受容体の活性化又は活性阻害等の機能をもつ物質を見出し利用することが多いが、種苗の新品種の開発においては、複数の植物遺伝資源を段階的に掛け合わせていくことが一般的である。なお、医薬品及び種苗の新品種の開発には長い年月を要するとされる。また、医薬品の開発に関しては、創薬技術の中では遺伝資源を使用する天然物創薬は効率が低いこともあり、国内措置は天然物創薬が下火にならないよう負荷の少ないものとされることが望まれている。

13
14
15
16
17
18
19
20
21 利用する遺伝資源の取得方法も分野による違いが見られ、分類学の研究等では生息域内の遺伝資源を採取して用いることが多いが、種苗の新品種や機能性食品の開発等では商品として販売される他の品種や食品を購入して用いることが多いとされる。なお、植物の新品種の保護に関する国際条約（以下、「UPOV 条約」という。）第 15 条及び UPOV 条約に準拠した種苗法において、種苗の新品種の研究開発のために他の品種を利用することについては当該他の品種の育成者権が及ばないことが規定されており、これに基づいて、公共の利益のための植物新品種の育成が歴史的・国際的に行われてきた。また、種苗に関しては、名古屋議定書（以下、「議定書」という。）に対する特別法としての位置づけにある食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（以下、「ITPGR」という。）が存在し、この条約の下、食糧安全保障上の重要性等に基づいて選定された植物遺伝資源を対象とした ABS に関する多数国間の制度が設立されている。

22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32 他方、学術研究においては、発表した研究結果の再現性を保証する必要があることから、第三者から要望があった場合にはその研究において利用した遺伝資源を当該第三者に提供する必要があり、これを論文掲載の条件としている学術雑誌も多い。また、国際細菌命名規約では、原核生物の新種・新亜種を論文発表する際には、その基準株を 2 ヶ国以上の公的な保存機関に寄託し、他者に対して制限なく利用可能とすることを義務付けている。その他の微生物株においてもこうした寄託が行われている。このような遺伝資源の提供や譲受けは、通常、生物遺伝資源移転合意書（MTA）や共同研究契約等を締結した上で行われている。

1 この他、生化学等の研究により明らかとなった DNA（デオキシリボ核酸）の塩基配列等の
2 遺伝情報をデータベースに登録し、世界中の研究者と共有することも行われている。

3 4 2．日本の遺伝資源等の状況

5 本検討会での議論を踏まえた日本の遺伝資源等の状況については、次のとおりである。

6 7 （1） 遺伝資源の状況

8 日本は四方を海に囲まれた島国であり、中緯度地域において南北約 3,000km に亘る長い国
9 土を有し、海岸から山岳までの大きな標高差があることや、大小様々な数千の島嶼を有する
10 こと、はっきりとした四季の変化があること等の特徴により世界的に見ても豊かな生物多様
11 性を有しており、豊富な遺伝資源が存在していると考えられる。

12 日本の遺伝資源の保存については、科学技術庁長官による諮問「遺伝子資源としての生物
13 の確保方策について」に対する昭和 59 年 6 月 26 日付科学技術庁資源調査会答申に基づき、
14 これまで施策が講じられてきており、生息域内においては生物多様性保全上重要な地域や遺
15 伝資源として重要な森林の保全及び絶滅のおそれのある野生動植物や学術価値が高く重要
16 な動植物等の保護を図るとともに、生息域外においては、ナショナルバイオリソースプロジ
17 ェクトや各種のジーンバンクにおける遺伝資源の収集・保存事業により、学術研究上及び産
18 業上有用な遺伝資源のみならず、生物多様性保全上重要な遺伝資源の保存が図られている。

19 日本の遺伝資源の利用については、3（1）に記載するように日本の利用者により利用さ
20 れているほか、17 世紀末から 19 世紀にかけて西洋諸国のプラントハンターが我が国で活躍
21 していたことや、1980 年代に海外企業の天然物創薬の拠点が国内に所在していたこと、現
22 在においては共同研究を行う等して他国の利用者と日本の利用者との間で交流があること
23 等を踏まえれば、他国の利用者にも過去より利用されていると考えられる。

24 25 （2） 遺伝資源に関連する伝統的な知識の状況

26 遺伝資源に関連する伝統的な知識については、生物多様性条約（以下、「条約」という。）
27 及び議定書のいずれにも定義が規定されていないものの、議定書第 3 条及び条約第 8 条(j)
28 を踏まえ、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関連する伝統的な生活
29 様式を有する先住民の社会及び地域社会（以下、「先住民等社会」という。）においてその伝
30 統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識であって、遺伝資源と関連性
31 を有するものと考えられる。例としては、特定の先住民等社会が居住する地域に生育する植
32 物の薬効に関して当該社会内のみにおいて昔から風習として伝わってきた知識等が挙げら
33 れる。日本においては、このような知識のほとんどは文献等に記載された状態にあると考え
34 られ、特定の先住民等社会に特有の遺伝資源に関連する伝統的な知識が当該社会内で現代に
35 おいても用いられている可能性は低いと考えられる。一方、伝統医学として発展してきた日
36 本の漢方薬に関する知識や、文献に記載されたり、医薬品等として一般に市場に流通してい
37 る民間薬や家伝薬の知識は、国内各地に広がっており、特定の先住民等社会のみが有するも
38 のではないため、議定書の遺伝資源に関連する伝統的な知識には該当しない。

1
2 条約の公定訳及び議定書の仮訳では「indigenous communities」を「原住民の社会」と訳しているが、本報告書におい
3 ては「先住民の社会」と記載する。

4 5 3．日本又は他国の遺伝資源等の利用状況

6 環境省が平成 24 年度に実施したアンケート調査の結果（参考資料 5 参照）に基づく日本
7 の利用者による日本又は他国の遺伝資源等の利用状況については、次のとおりである。

8 9 （１）日本の遺伝資源等の利用状況

10 日本の遺伝資源は、学術研究及び産業活動の各分野において日本の利用者に利用されてい
11 る。日本の遺伝資源は、北海道から沖縄までの全ての地域において、国有地、公有地、私有
12 地の土地所有形態の別を問わず、山岳・森林、海域、温泉や深海等の極限環境、或いは自社
13 所有地内等の様々な環境において取得されている。日本の遺伝資源の取得方法については、
14 利用者自身による現地採取やコレクションからの取得、市場で販売される食品や種苗等の商
15 品として購入及び商社等の仲介業者からの購入が挙げられるが、他国の遺伝資源についての
16 場合と比べて、利用者自身が現地で採取するケースが多いことが示唆される。現地採取は、多
17 くのケース、土地所有者等の承諾を得た上で行われており、利益配分に関しては、土地所有者
18 等の提供者と MAT を締結し、利益配分を行った例も認められる。

19 議定書の遺伝資源に関連する伝統的な知識に該当するものであるかは不明であるが、遺伝
20 資源に関連する伝統的な知識について、提供者と MAT を結び、利益配分を行ったことがある
21 とする企業の例も確認されている。

22 23 （２）他国の遺伝資源等の利用状況

24 日本の利用者は、日本の遺伝資源と同様に、学術研究及び産業活動の各分野において他国
25 の遺伝資源を利用しており、主として東アジア、東南アジア、北米、ヨーロッパにおいてそ
26 れらの遺伝資源を取得している事例が明らかとなっている。それらの取得方法は日本の遺伝
27 資源の場合と同様に様々であり、利用者自身が現地に赴き採取する方法、国内外のコレクシ
28 ョンから取得する方法、商社、原料供給メーカー等の仲介業者から購入する方法、あるいは
29 国内外の市場で販売される食品や種苗等の商品として購入する方法などが見られる。日本の
30 利用者は今後も他国の遺伝資源を取得する意向があるが、他国の遺伝資源の取得に際しての
31 当該他国の ABS 法令等の確認や PIC の取得に関しては、PIC に関する手続きが不明確である
32 ことや、手続きを行う窓口が不明であること、PIC を得られるまでに時間を要すること、他
33 者を介して取得した遺伝資源の由来が不明であること等が課題と指摘されている。

34 他国の遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得は遺伝資源と比べて事例に限られるが、先
35 住民等社会の PIC 等を得、MAT を結び、更には利益配分を行った例も数件確認されている。
36 他国の遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得に関する課題については、遺伝資源の取得と
37 同様に、手続きに関連した課題が指摘されている。

章 3 (2) 遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い 16 ページ 17 ~ 19 行

< 原文 > 提供国が自国の遺伝資源に関連する伝統的な知識の一覧を作成し ABS クリアリングハウスを通じて周知していることを、遵守措置の対象とする前提とすること。

< 修正後 > 提供国が遺伝資源に関連する先住民社会及び地域社会が有する伝統的な知識の一覧を作成し ABS クリアリングハウスを通じて周知された枠の中で、利用国として遵守措置の対象とすべきかの検討。

(ご意見の背景や理由のご説明) 本文面だと、クリアリングハウスによって周知されたものは、すべて遵守対象になるという理解が可能になるおそれがあるので修正をお願いいたします。本件議論の趣旨は、伝統的知識における遵守措置の対象を先住民・地域社会に限定して、かつクリアリングハウスを通じて周知されている必要があるという理解のもとで「枠」を広げないことを前提とすることだったと理解します。更に提供国がクリアリングハウスに提供した情報が、利用国として受け入れられるかという課題も存在している観点から文書を整理しました。

章 3 (2) 遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い 16 ページ 20 ~ 21 行

< 原文 > 書籍等に記載され公知となっている遺伝資源に関連する伝統的な知識の利益配分先。

< 修正後 > 削除

(ご意見の背景や理由のご説明) 当該意見は検討会の第 3、4 回で出たものですが、その後の第 6 回検討会で整理されたように生物多様性条約における伝統的知識の「先住民および地域社会の有する」に関する意味合いが共通認識されたところです。従って対象はこの先住民および地域社会の有する伝統的知識の中に収めるべきなので削除が適当と考えます。

小幡裕一

【質問】

章

第 13 回あり方検討会で、議定書を批准する際のメリット及びデメリットについて、記載すべきとの意見があったが、本報告書案の中に明確にそれらを示す案文が見当たらない。今後、検討会で議論をした上で、記載するということによるのか。

【意見】

章

P.25L17 「6 . 国内措置の検討の今後の進め方」

(原文)「また、その際には、遺伝資源等を利用する産業界や学術研究者等も交え、議定書…」

(修正文)「また、その際には、遺伝資源等を利用する産業界や学術研究者等も交え、**遺伝資源等の利用実態等を把握した上で、**議定書…」

(理由)

国内措置を検討するに当たっては、遺伝資源等の利用実態等を把握すべきであり、第 13 回あり方検討会において(またそれ以前の検討会においても)他の委員からも同様の意見が出ているため。

平成 25 年 11 月 5 日

回答

小原雄治

小幡裕一

(イタリックは事務局からの質問事項)

小幡委員及び小原委員には、以下の箇所についてご確認をお願いしたいと考えております。

・ P15 L26-28 及び L34-36 2 (3) 研究機関や大学が所有する遺伝資源の扱い 本文
・ 「研究機関や大学等」とは国内のものでしょうか。また、「等」とありますが、研究機関や大学以外にどのようなものが考えられるのでしょうか。

(回答) 国内措置に関する検討であり、国内の研究機関や大学等です。「等」とは、博物館、植物園、病院、科研費を申請できないカルチャーコレクション等を意味しています。

(小原回答追加) 文科省では「大学等」は大学及び大学共同利用機関という意味になりますので、私自身はちょっとぎょっとしますが、ここでの意味としては小幡先生の通りと思います。

・ 有用物質生産等の研究開発の対象となる遺伝資源についても遵守措置の対象から除外することができるような根拠等について、お考えがございましたらご教示いただければ幸いです。

(回答) 有用物質生産等の研究開発であっても、対象とどうかは利用目的によって判断されるべきであり、非商業利用目的の学術研究利用であれば対象から除外、商業利用であれば対象と考えます。

尚、この文章は鈴木健一朗委員の原案に対して、私達が加筆修正したものであり、鈴木委員の考えをお尋ね下さい。

・ P20 L14-16 2 (4) 工遺伝資源のアクセスから商業化までのトレースの方法 本文
・ 論点整理表 51、53 により即した内容となるよう修正しましたので、ご確認をお願いします。

(回答) 提示された案を確認しました。記載通りでお願いします。

以下の箇所については、小幡委員にご確認をお願いしたいと考えております。

・ P16 L17-19 2 (3) 遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い 検討課題 1 ポツ目
・ これは論点整理表 2 を踏まえた記載ですが、伝統的知識についてはその内容が公開されれば PIC 等をとることなく誰もが利用可能となってしまうのですが、ここでの「伝統的知識の一覧」とはどのような内容のものをお考えでしょうか。当該内容を発言された際の意図をご

教示いただければ幸いです。

(回答) 伝統的知識の内容をどの程度公開するかは、提供国が決定することです。その程度は国によって異なる可能性があり、誰もが利用可能になるような内容まで公開するとは限りません。利用者にとって、提供国の ABS 法令を遵守するためには、何が対象となっているかを予め知っておく必要があり、提供国に権利を主張する伝統的知識をリストとして公開することを求める必要があります。事前に情報を公開することなしに、利用後に伝統的知識であり、提供国の ABS 法令を遵守していないと指摘することは、許容の範囲を超えるものです。

・ P20 L7-9 2 (4) 工遺伝資源のアクセスから商業化までのトレースの方法 本文

・ 論点整理表チ 50 を踏まえて修正しましたので、ご確認をお願いします。

(回答) 提示された案を確認しました。記載通りでお願いします。

(小原)内容的にはよいと思いますが、文の構造が複雑で、初めて読むとわかりにくいです。

・ P26 L28-29 3 . 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について 検討課題 8 ポツ目

・ 7月 29 日付で提出いただいた意見書において、「内外差別は論外」とのご意見をいただいていたのですが、このお考えの理由や背景をご教示いただければ幸いです。

(回答) 海外の諸国にも学術目的の利用に関しては特段の配慮を求めているところであり、相互主義の立場からも、内外差別は極めて不適切と考えます。

以下の箇所については、小原委員(及び鈴木前委員)にご確認をお願いしたいと考えております。

・ P16 L33-35 2 (3) 非商業目的の学術研究利用の扱い 本文

・ この文は論点整理表セ 2 (鈴木(睦)前委員)を踏まえた記載ですが、利益配分は MAT に基づくため、非金銭的なものに限定されないと考え追記しました(なお、H24 の環境省アンケート調査結果では金銭的利益配分を行ったとする回答も少なくないです)。ご確認をお願いします。

(小原回答)「基本的に」という追加は、これ自体はよいと思います。

ただ、『H24 の環境省アンケート調査結果では金銭的利益配分を行ったとする回答も少なくない』とありますが、非商業目的の学術研究利用で金銭的利益配分を行ったということでしょうか? その場合、原資はどこからなのでしょう? 特許ライセンス収入などでしょうか? もしそうだとすると、MAT では特許化などは無断でできないなどの記述があると思いますので、その時点で非商業目的の学術研究利用から色合いが変わるのではないのでしょうか。その時点でチェックポイントに届け出ることでよいと思います。

章

P.16L23 ~ 「非商業目的の学術研究利用の扱い」

以下のとおり、修正したい。

(修正文)

遺伝資源等の非商業目的の学術研究の成果は、生物の多様性の保全や持続可能な利用に貢献することが期待される。このような背景から、議定書第8条(a)では、提供国としてABS法令等を定め、実施するに当たり、非商業目的の研究のための取得の機会の提供について簡易な措置によることとすることを含め、生物の多様性の保全や持続可能な利用に貢献する研究を促進及び奨励するための条件を整えるよう規定している。この規定は、提供国のABS法令等の対象から非商業目的の学術研究利用を除外することを求めるものではないが、~~このため、~~遵守措置の対象から非商業目的の研究利用を除外する根拠となる規定も議定書上存在しない。しかしながら、~~それにより得られる知見等の重要性に鑑みて、~~学術研究の推進のためには多数の遺伝資源を研究者間で制限なくタイムリーに交換できることが必須であり、また学術研究からは人類共有財産としての知識が得られるとともに、学術研究の成果の積み重ねが将来的に実用化・商業化につながることを考慮すると、非商業目的の学術研究は遵守措置の対象から除外又は対象とする場合には遵守措置における手続きが緩やかなものとなるよう配慮するべきである。

非商業目的の遺伝資源等の学術研究利用については、途上国が重視する金銭的な利益が生じる段階まで、段階的、時間的にも遠く、研究成果を蓄積する中で極めて少ない確率で、応用研究、実用研究、商品化へと展開することを認識すべきであり、国内措置においてはこの流れが円滑に進む運営が求められる。

また、学術分野においては直ちに金銭的な利益が生まれるものではないことから、学術研究利用の利益配分は、提供国研究者との共同研究の結果である論文の公表や提供国の留学生への教育に代表される提供国の科学技術力の向上への貢献であり、これらは名古屋議定書に記載されている項目でもある。よって、学術研究利用の利益配分は基本的に非金銭的であると捉えるべきである。

(理由)

この項を、よく読むと、除外という言葉が強調しすぎていること、後半のところは、実際に簡易なものが必要であると、説明しているが、前半に比べて簡単にしか書いてなく、妙に前半の「除外の否定」と後半の「学術の簡易であるべき」のバランスが悪く、このことは論点整理表と合わない表現であります。

また、名古屋議定書第8条(a)については、提供国側だけでなく、利用国側にも適用されるとの解釈もあり、原文のとおり断定できるものではありません。

さらに、学術研究は、金銭的利益に結び付く例は極めて少なく、共同研究・共同論文・人材育成などの非金銭的利益配分が主となるため、上記の修正をお願いします。

2013年11月2日
上智大学 北村喜宣

「名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ」2(2)の部分について

1. 「諸外国に手本がない」のは事実である。しかし、それゆえに国内措置を整備できないから批准をしないことになるのだろうか。それはひとつの選択肢であるが、以下では、そうした状況のなかにあつて、国際的にみても後ろ向きと評価されないような制度設計を考える。
2. 今回の国内措置対応は、これまでの環境条約対応が経験しなかった作業となる。すなわち、遵守確保が求められる内容が、提供国の法令によって異なりうるのである。イメージとしては、議定書に対応したカートリッジを差し込む枠組みを作っておけば良い。カートリッジの中身として充填されるのは、各提供国の国内法令である。厳格な場合もあればそうでない場合もあるが、カートリッジの形は変わらない。日本の仕組みは、提供国の法令内容に対して中立的である。
3. 整備される国内措置は、あくまで PIC 取得/MAT 設定を外見的に判断するためのものである。提供国が具体的にどのような国内体制を整備するかはわからないが、それがされた場合に受け止める仕組みは必要である。「手本がないからできない」のではなく、「手本がなくともしなければならない」ことである。
4. これを法制度とするか行政措置とするかについては選択の余地がある。提供国となることより利用国となることの方が多くと考えられる現状に鑑みれば、議定書体制のもとでは、より正統性かつ信頼性のある仕組みを整備することが、日本国の国際的義務であると考えられる(環境基本法5条)。
5. 以上の認識が反映されているのであれば、素案の記述で問題はない。

「名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ」(4)の部分について

1. 「チェックポイント」にどのような機能を期待するのかによって、制度設計は変わってくる。統計資料の作成のための情報収集ということであれば、提出されるものをその内容にかかわらず、たんに受け取ればよい。しかしこれでは、「傍観」にすぎず、名古屋議定書の国内担保措置として十分かは疑問である。同議定書17条に鑑みれば、こうした機能のみを想定することはできない。
2. 「チェックポイント」を、その字義通り、遵守確保のひとつの手段と位置づけるので

あれば、より踏み込んだ行政的関与が必要になる。この検討会で議論されているのは、この機能なのではないか。この点は、名古屋議定書 17 条から明らかである。

3. 素案には、「取り締まる」という文言がみえる(ア検討課題)。これは、仕組みを誤解しているのではないか。議論されているのは、議定書のもとでの国家的義務を国内的に実現できる仕組みをいかにして確保するかである。「適正な利用の確保」が、目指されるべき目標である。そのために、必要最小限の義務を関係者に課するのは当然である。「確認と注意、指摘」なら「取締り」ではないかのような記述があるが、これも「規制」と整理される。たとえば、注意のためには、行政が正確な情報を入手する必要がある。正しい情報の提供を刑罰の間接強制のもとに義務づけるのは、日本環境法の一般的対応である。正しい情報を踏まえずになされる指導は、比例原則に反して違法になる。
4. 「不合理な取締り」を制度化すれば憲法違反である。検討会に求められているのは、「合理的な取締り」、すなわち、適切な履行確保措置のあり方の探究である。
5. 情報提供の時点をいつにするかについては、選択の余地がある。輸入時に提供を義務づけることもありうるが、事務量が相当のものとなる。遺伝資源を利用した研究開発を行った後に成果物を上市する直前に求めるとすれば、その心配は少なくなる。
6. それとは別の次元で、何らかのルートで、議定書を受けた国内法上の義務の不履行の疑いがある旨の情報が行政にもたらされた場合、職権で調査ができるようにすることは、制度の信頼性の観点から不可欠である。これも、法律の根拠なくしてはできないことからである。

「名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ」2(5)の部分について

1. 義務不履行者に対して的確に対応できる仕組みを整備することは、名古屋議定書国内担保制度の必須の前提である。「不心得者は想定できない」という言説は、国際的には何ら信用力を持たない。
2. 利用者に対する義務は、名古屋議定書によって直接課されているものではない。日本国内においてそれを行うには、国内法が不可欠である。したがって、国内措置は法律に根拠を有するものとなることは、必然である。
3. 性善説に立つか性悪説に立つかは、制度設計にあたっての基本的思想の違いを反映している。環境法においては、かつて性善説に立って、排出業者の測定記録制度を制度設計した水質汚濁防止法や大気汚染防止法が、虚偽記載・記録改竄事案の露見が続出したことを受けて、2010年に改正されたのは、記憶に新しい。
4. 義務不履行への対応をするのは行政である。しかし、そのための仕組みの制度設計までをすべて行政に委ねるのは、透明性や民主的統制の実効性の観点から問題がある。

国内措置のあり方に関して

1. この検討会のミッションは、「名古屋議定書に係る国内措置のあり方」の検討である。遺伝資源の国際的利用のあり方については、さまざまな法政策がありうるところであるが、およそ限定なしに議論をしてよいものではない。
2. 日本国が名古屋議定書の批准を前向きに考えている以上、国際的にも信頼される仕組みを整備することは、生物多様性条約の締結国に対する国際的責務である。
3. 規制対象行為には、それぞれの特殊事情があるから、配慮が必要な場合がある。しかし、それは、日本国だけの事情であることは少ない。そうした事情が締約国に共通して認められるのであれば、それは議定書締約国会議の場などで議論がされ、運用のあり方として確認されることになるだろう。

以 上

まえがき 3-4 行 :

<原文> 我が国が議長国を務め、採択されたものであり、日本は平成 23 年 5 月に議定書に署名した。

<修正後> 我が国が議長国を務め、採択されたものである。

(理由の説明) 「署名した」というのがどういう意味か一般にはよくわからない。「批准した」とどう違うのかわからないし、説明しだすと長くなるし、なくてもこの時点では特段の問題はないので削除でよいのではないか。

まえがき 14-15 行 :

<原文> 議定書の主要な義務規定に係る以下の論点を中心に

<修正後> 議定書の主要な規定に係る以下の論点を中心に

(理由の説明) 義務とそうでないところ様々ですので、最初から義務としざる必要はないはずです。この点はさんざん議論があったところだと思います。

1 ページ 35-37 行 :

<原文> また、2010 年 3 月に開催された第 9 回作業部会では、法的拘束力のある国際的枠組(議定書)の策定を目指すとの認識が主流になった。

<修正後> また、2010 年 3 月に開催された第 9 回作業部会では、法的拘束力のある国際的枠組(議定書)の策定を目指して交渉を行っていくことになった。

(理由の説明) 本当に「認識が主流になった」のか、事務局への質問したところ、『具体的には ABS 作業部会の共同議長が作成した議定書原案を交渉のベースとすること、つまりは法的拘束力のある議定書の策定を目指して交渉を行っていくことについて、先進国を含む作業部会が支持したということです。なお、議定書の策定を目指すことについて明示的に支持を表明した先進国は、EU や NZ 等です。』との回答でしたので、やはりここは客観的な事実記載の方針とすべきと考えます。

2 ページ、28-31 行 :

<原文> また、 に関連して、遵守を支援するため、チェックポイントの指定を含む、遺伝資源の利用について監視 (monitoring) し利用の透明性を高めるための措置をとることを求めているが (第 17 条 1、 の 2 参照)

<修正後> また、 に関連して、チェックポイントの指定を含む、遺伝資源の利用について監視 (monitoring) し利用の透明性を高めるための措置をとることを求めているが (第 17 条 1、 の 2 参照)

(理由の説明) 条文の To support compliance のことのようにだが「遵守を支援」ではサポートデスクとかのイメージになる。おそらく「遵守を担保/確認」のことだと思うが、 に関連ということでは不要では。

(6 ページ、29 行目も同じ : ここは「遵守の確認」?)

6 ページ、16-18 行：

<原文> なお、PICを要求する他の条約締約国において、遺伝資源の取得の機会の提供を受けようとする者は、議定書の本規定に基づく日本の国内措置の如何にかかわらず、条約に基づき、当該他の条約締約国の法令等に従い、PICを取得しMATを締結する必要があることに留意する必要がある。

<修正後> ?

(理由の説明) この注釈はこの場所では何のためかわからない。

6 ページ、31 行：

<原文> 一又は二以上のチェックポイント

<修正後> 一以上のチェックポイント

(理由の説明) 仮訳がそうなっているので仕方ないかもしれませんが、日本語として変ではないでしょうか。

8 ページ、18-27 行：

<原文> 1 . 議定書の締結により達成すべき意義

議定書の締結により次のことが達成されるような、日本国民に利益をもたらし、かつ簡素で実行可能な国内措置を構築するべきである。

・ 議定書第 1 条に規定される目的(の 2 参照) を達成するとともに、提供国及び利用国の双方にとって有益な ABS に関するルールの明確化により遺伝資源等の利用を促進し、遺伝資源等を利用する産業及び研究活動の進展に資する。

[・ 条約の締約国として、議定書の国内実施を目標の一つとして掲げる愛知目標やこれを踏まえた生物多様性国家戦略 2012-2020 を達成し、議定書の発効及び効果的な実施を促進する。 / (削除)]

<修正後> 以上、削除

(理由の説明) 最後の(削除) が生きているのかどうか不明ですが、構文が『議定書の締結により達成すべき意義が、、、、 議定書の発効及び効果的な実施を促進する。』になって、意味をなしません。目的や意義はすでに述べられていることの繰り返しです。前文がついて、「国内措置のあり方に係る本検討会の意見は以下のとおりである。」とあるので、「 2 . 遵守に関する国内措置 」につなぐのが自然。

8 ページ、30-31 行

<原文> 遺伝資源等の利用国としての遵守に関する国内措置(以下「**遵守措置**」という。)

<修正後> 遺伝資源等の利用国としての遵守に関する国内措置(以下「国内措置」という。)

(理由の説明) 「遵守」「遵守」と規制が過度になるような感じですので、「国内措置」の方が冷静でよいのではないのでしょうか。一杯ありますが。

9 ページ 5-6 行 :

<原文> 過度に規制的なものとなった場合には国内の学術研究活動や産業活動に負の影響を及ぼす可能性があることを考慮し、

<修正後> 削除、あるいは「規制である以上国内の学術研究活動や産業活動に負の影響を及ぼす可能性があることを考慮し、」。

(理由の説明)この部分の追加がどのような議論を受けたのか判然としないのですが、我が国では「過度に規制」でなくても負の影響が起こります。このことがずっと問題だったはず。「過度な規制」でなければよいということにはなりません。

9 ページ 5-9 行 :

<原文> 遵守措置は、過度に規制的なものとなった場合には国内の学術研究活動や産業活動に負の影響を及ぼす可能性があることを考慮し、日本の利用者が諸外国との競争上不利な立場に置かれる等学術研究活動や産業活動を妨げることのない、遺伝資源の利用を促進するためのものであって、かつ、日本の利用者が提供国からの信頼を得られるものであり、国内にも海外にもその妥当性を説明できるものとなる必要がある。

<修正後> 遵守措置は、規制である以上国内の学術研究活動や産業活動に負の影響を及ぼす可能性があることを考慮し、日本の利用者が諸外国との競争上不利な立場に置かれる等学術研究活動や産業活動を妨げることのない、遺伝資源の利用を促進するためのものとすべきである。同時に、日本の利用者が提供国からの信頼を得られるものであり、国内にも海外にもその妥当性を説明できるものとなる必要がある。

(理由の説明) 基本的考え方ですので、「べきである」をいれるべき。

9 ページ、33 行 :

<原文> 手本となるものがない状況であること。

<修正後> 遵守措置を検討する上で特に重要な提供国の法令・規則等が明確でない状況であること

(理由の説明)「手本」というと「国内措置の手本」のように聞こえる。ここでは、我が国の国内措置を検討する上で、特に提供国の国内措置(法令、規則)がはっきりしないと進めようがない、という意味なので。

10 ページ、4-5 行 :

<原文> 議定書第 15 条、第 16 条及び第 17 条に規定される「均衡」も含め、政府から名古屋議定書の内容に関する解釈が示されていない状況であること。

<修正後> 議定書第 15 条、第 16 条及び第 17 条に規定される「均衡」も含め、国際的に統一した解釈が示されていない状況であること。

(理由の説明)「政府の解釈」の意味がわからない。

10 ページ、9 行、11 ページ、1 行：

< 原文 >

ABS 法令等が存在する他の締約国
遵守措置施行後に取得された遺伝資源

< 修正後 >

対象とする他の締約国
対象とする遺伝資源

(理由の説明)ここは「適用の範囲」なので、それに対応するタイトルの方がよいのではないかと。が原則で、以降が例外やグレーゾーンの扱い。

12 ページ、24 - 26 行：

< 原文 >この規定は提供国の ABS 法令等の対象から病原体を除外することを求めるものではなく、このため、**遵守措置の対象から病原体を除外する根拠となる規定も議定書上存在しない。**しかしながら、公衆衛生上の重要性に鑑みて、

< 修正後 >この規定は提供国の ABS 法令等の対象から病原体を除外することを求めるものではないが、公衆衛生上の重要性に基づいて本規定があることに鑑みて、
(理由の説明)第8条は「遵守措置の対象から病原体を除外する根拠」になっているとも言えるのではないかと。後ろの非商業利用、学術研究の項も同様。

以上、前回議論分まで。

全体に(検討課題)が多すぎ、検討会の意義が問われるのではないかと。中身を見ても少し弱めの「べきである」とできるものも多いのではないかと。

記載者：鈴木健一朗

章 2 (4) ア効果的な確認の方法 本文 P18 L15-17

(事務局) 第 13 回検討会後のご意見を踏まえて修正しましたので、ご確認をお願いします。

< 原文 >

このため、全ての遺伝資源の利用について監視 (monitoring) することよりも、[むしろその成果や利益である論文発表や学会発表、特許取得、製品化に関する公開情報等を把握・管理することによって対応するべきである。ただし、特許取得や製品化に関しては、それらの承認審査に影響しないよう、チェックポイントは特許取得や製品化の承認当局とは異なる組織とするべきである(参照)。

< 修正後 > . . .

このため、組織内で使われた全ての遺伝資源の利用を直接監視 (monitoring) することは実際的ではなく、むしろ論文発表における分離源などの情報の重要性に対するコミュニティや関係者の意識を高めていくべきである。

< 意見 > この部分の前で、「多数のサンプルを扱い、しかも成果に結びつかないリスクも高い」事を説明しているので、組織内でのしかも全数の試料の取り扱いの監視は作業量が膨大となるだけで実際は(その段階で利益が発生しているわけではないので)意味がない。それよりも自発的な活動の中から見えているものを(必要ならば)監視 (monitoring) すれば十分である。

特許を事例とすることは、原産国の表示義務については現在資源国側と利用国側で WIPO において表示義務についてせめぎ合いがあることから好ましくないと考え、削除したいと思います。それよりもコミュニティに学術的見地から分離源に関する記載を普及させることが、将来最も負担が少なく実際的な監視 (monitoring) が行える前提となる。この部分の後にあるように、日本の、特に企業はこのような社会環境になれば、マナー違反をしてイメージを落としてまで利潤を追求することはしないと考えられる。

さらに、「ただし、特許取得や製品化に関しては、それらの承認審査に影響しないよう、チェックポイントは特許取得や製品化の承認当局とは異なる組織とするべきである(参照)。」については不法に取得した材料を用いた特許出願が行われることを前提とした記述であるとともに、個別の遺伝資源の監視が必要との前提であることから、遺伝資源全体を通じて見た場合、そのような記述は現実的ではないと考える。私の事例としての発言が別の事例を連想する恐れがあることが分かったので、より単純化して説明することにしました。

報告書素案 (H25.10.29 版) への炭田意見 131106

1 章 1 . 名古屋議定書について 2 ページ 7 ~ 1 1 行

< 原文 >

ICG 共同議長からの報告を受けて、COP10 議長は最終日に名古屋議定書の議長案を提示し、これをもとに閣僚級を含む非公式な議論が重ねられた結果、最終的に、その実施に関し各締約国に一定の裁量が認められる内容の「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(以下「議定書」という。)が採択された。

< 修正後 >

ICG 共同議長からの報告を受けて、COP10 議長は最終日に名古屋議定書の議長案を提示し、これをもとに閣僚級を含む非公式な調整が重ねられた。最終的に、実施に関し各締約国がとり得る解釈の幅を広くすることにより、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(以下「議定書」という。)が採択された。

(意見の背景や理由)

(1) 「議論」を「調整」とした：非公式かつ非公開で行われたという性格上、「調整」が適切である。

(2) 「as appropriate,」の多用によりすでに一定の裁量は認められていた。さらに、各国が受け入れ可能なようにするために、加盟国の解釈の幅をさらに広げる具体的な文言等(例えば、shall, would, should, will 等の使用や第 10 条の新設)を導入した。

1 章 2 . 議定書の概要 2 ページ 2 5 行

< 原文 >

議定書では、条約のこれらの規定の適正な実施を確保するために、

< 修正後 >

議定書では、条約のこれらの規定の適正な実施のために、

(意見の背景や理由)

交渉過程で、「確保する(to ensure)」という文言の是非をめぐって途上国と先進国の間で長時間の議論がされたが、結局、この言葉は使わないことになった。この経緯があるので、「適正な実施のために」とすべきである。

1 章 議定書の概要 2 ページ 2 8 ~ 2 9 行

< 原文 >

に、 利用国である締約国に対しては、自国の管轄内で利用される遺伝資源が、提供国の ABS 法令等に従い PIC により取得され MAT が設定されていることとなるよう必要な措置

< 修正後 >

に、 利用国である締約国に対しては、自国の管轄内で利用される遺伝資源は、提供国である締約国の ABS 法令等に従って PIC が取得され、MAT が設定されていることを規定した措置

(意見の背景や理由)

(1) 「提供国である締約国」: 正確な表現とするため。

(2) 議定書第 15 条 1 項 2 行目の原文は、「..measures to provide that..」であるため、「を規定した措置」とするのが適切である。

III 章 名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ

前文 8 ページ 18 ~ 27 行

< 意見 >

この前文は下記のように修正後、「目次」のすぐ後で、I 名古屋議定書についてのすぐ前(1 ページの冒頭)に「はじめに」というタイトルを付して移動する。後日、素案全体が煮詰まった時点で、「はじめに」の文章をさらに推敲するべきである。

< 修正後 >

「本検討会での国内措置のあり方に係る検討は、検討会の設置者である環境省が主要な論点を設定し、検討会委員に対し、事務局からの議定書採択の経緯、議定書の概要と主要規定、各国の状況等に関する情報提供、および外部有識者からの報告も交えながら議論を進めた。第 1 回から第 12 回までの検討会では主要な論点の全体について二度にわたる議論を行い、論点ごとの各委員の意見を別紙 1 のとおり取りまとめた。第 12 回から第○回までの検討会では別紙 1 及び別途委員から提出のあった意見書 (別紙 2 参照) の内容をもとに議論を整理し、報告書案をまとめる作業を進めた。(以下、削除。下記の特記事項を参照)」

特記事項: 修正に伴い削除した下記の () 内の文章は、「目次」の前にある「まえがき」に移動すべきである：(環境省では企業及び研究者に対するアンケート調査を実施し、本検討会での検討の参考として、その結果を紹介した (参考資料 4 参照)。この報告書案により、年月日から年月日までパブリックコメントを実施した。)

理由：本検討会の活動と、環境省自身の事業とは区別して記載すべきである。上記の () 内の内容は、本検討会ではなく、環境省の事業として実施されたものである。

(意見の背景や理由)

(1) 前文の内容は、報告書の作成過程の全体に関係しているから、「目次」のすぐ後に「は

じめに」として移動する方が良い。また、「はじめに」の内容は、素案全体がさらに煮詰まっ
て行く時点で見なおし、推敲を重ねるべき。

III 章 1 . 議定書の締結により達成すべき意義

8 ページ 3 4 行 ~ 9 ページ 8 行

< 原文 >

1 . 議定書の締結により達成すべき意義

議定書の締結により次のことが達成されるような、日本国民に利益をもたらし、かつ簡素で
実行可能な国内措置を構築するべきである。

・ 議定書第 1 条に規定される目的 (の 2 参照) を達成するとともに、提供国及び利用国の
双方にとって有益な ABS に関するルールの明確化により遺伝資源等の利用を促進し、遺伝資
源等を利用する産業及び研究活動の進展に資する。

< 修正後 >

原文を以下のように修正し、修正後の文を 2 . (1) 基本的な考え方、の冒頭 (9 ページ 2
2 行) に移動する。

< 修正後の文 >

議定書の目的 (第 1 条、 の 2 参照) の達成に貢献するとともに、提供国及び利用国の双方
にとって有益な ABS に関するルールの明確化により、遺伝資源等の利用を促進し遺伝資源等
を利用する産業及び研究活動の進展に資するべきである。

(意見の背景や理由)

(1) 原文の最初の文章は 2 . (1) 基本的な考え方、の と重複するので削除すべきである。

(2) 第 2 の文章は 2 . (1) 基本的な考え方の前文としての方がより適切な内容であり、か
つ座りが良いため移動すべき。

(3) 原文のタイトル「 1 . 議定書の締結により達成すべき意義」は消去すべき。本項およ
び次項に示したように、原文のタイトル下の内容を他所へ移動し、空白となったため。

9 ページ 1 1 ~ 1 3 行

[・ 条約の締約国として、議定書の国内実施を目標の一つとして掲げる愛知目標やこれを踏
まえた生物多様性国家戦略 2012-2020 を達成し、議定書の発効及び効果的な実施を促進す
る。 / (削除)]

< 意見 >

上の文章は、「まえがき」(報告書素案の表紙の裏) の第一パラグラフの次に移動し、その趣
旨を反映させるべきである。:

(意見の背景や理由)

「愛知目標」やこれを踏まえた「生物多様性国家戦略 2012-2020」は政府・環境省のミッションであるが、本検討会の直接の目的とは少し次元が異なるため、「まえがき」で反映させるのが適切である。

III 章 2 . (1) 普及啓発と支援措置の重要性

10 ページ 12 ~ 14 行

< 原文 >

遵守措置を実施する前提として、その普及啓発を行う必要がある。また、遵守措置と併せて、政府による利用者に対する支援措置をその周知の上で実施する必要がある。(の4 参照)

< 修正後 >

遵守措置を実施する前提として、その普及啓発を行う必要がある。また、**学術機関や企業等の遺伝資源利用者が円滑に ABS を実施できるように、遵守措置と併せて、政府による利用者の支援措置を講じる必要がある。遵守措置と支援措置を車の両輪として、周知の上で実施する必要がある。**(の4 参照)

(意見の背景や理由)

論点整理表(1)【オ】3.の重要ポイントを反映させるべき。

III 章 2 . (2) 検討の前提となった国内外の状況

10 ページ 16 ~ 31 行

< 原文 >

2 . (2) 検討の前提となった国内外の状況

- i. 世界的にも名古屋議定書に基づく国内措置(提供国及び利用国としての措置)の整備が進展しておらず、**手本となるものがない**状況であること。
- ii. 条約や議定書に規定される「遺伝資源」や「遺伝資源の利用」等の用語の考え方が整理されておらず、これらについて検討していく必要がある状況であること。**ただし、戦略的にこうした考え方を整理しないとすることもあり得る。**
- iii. 国内では遺伝資源等の利用者が**幅広く**存在すると考えられるが、**主要な**利用者以外の利用実態が正確には明らかとなっていない状況であること。
- iv. また、幅広い遺伝資源等の利用者に対して、PIC 取得及び MAT 設定に関する普及啓発や支援が必要な状況であり、国内措置においてもこうした考え方を導入するとともに、負担軽減を図る必要がある状況であること。
- v. **議定書第 15 条、第 16 条及び第 17 条に規定される「均衡」も含め、政府から名古屋議定書の内容に関する解釈が示されていない**状況であること。

< 修正後 >

原文を下に示したように修正する。次に、修正後のセクション全体を III 章の前文の次に、1 . として移動する。

< 修正後の文 >

1 . 検討の前提となった国内外の状況

- i. 世界的に、名古屋議定書に基づく国内措置（提供国及び利用国としての措置）の整備が進展していないため、**検討の前提となる情報が入手できない状況**にあること。
- ii. 条約や議定書に規定される「遺伝資源」や「遺伝資源の利用」等の用語の考え方が整理されていないため、**実施上の明確性と確実性を確保するために**、これらについて検討していく必要がある状況であること。
- iii. 国内では遺伝資源等の利用者が**極めて多様な分野や規模等で**存在すると考えられるが、**ごく一部の**利用者以外は利用実態が明らかにされていない状況であること。
- iv. 政府から名古屋議定書の**関連条文**に関する**統一した**解釈が示されていない状況であること。

（意見の背景や理由）

- （1）i. 日本が自主的に遵守措置を検討しようとしても、世界的に国内措置の整備が進展していないため、検討の前提となる情報がないことが主な理由である。「手本」は適切でない。
- （2）ii. 条約や議定書による「遺伝資源」や「遺伝資源の利用」等の用語は一般概念を示したのみであり、そのままでは実施上の明確性と確実性を確保できず、現場で大きな混乱を起こすことが予測される。また、「ただし、戦略的に ..」以下の文章は状況ではなく、方策を意味するから削除し、他所で検討すべき。
- （3）iii. 「利用者が幅広く存在する」よりも、「利用者が多様な分野や規模等で存在する」という表現が実態をより正確に表現するため。なお、利用実態が比較的明らかにされているのは「ごく一部」の分野である。食品、化粧品などの主要分野ですら、実態はまだ明らかでない。
- （4）旧 iv. 普及啓発や支援措置の重要性は（1）基本的な考え方、やその他のセクションで述べられているので削除する。
- （5）iv. 関係省庁による議定書の**関連条文**の解釈が**統一されていない**ことを示す場面が本検討会でみられた。これは議定書第 15 条、第 16 条及び第 17 条関連に限られたことではないので、あえてこれらに言及しなくてもよい。（旧 iv. を削除したため v. を iv. とする。）

III 章（3）適用の範囲 10 ページ 36 行

< 原文 >

議定書第 15 条 1 に基づく遵守措置は、ABS 法令等を有し、PIC の発給及び MAT の設定が行

< 修正後 >

議定書第 15 条 1 に基づく遵守措置は、**議定書に基づく** ABS 法令等を有し、PIC の発給及び MAT

の設定が行

(意見の背景や理由)
表現の正確性を期するため。

III 章 (3) 遵守措置施行後に取得された遺伝資源

12 ページ 13 ~ 21 行

< 原文 >

遵守措置において「遺伝資源」や「遺伝資源の利用」を条約及び議定書における定義以上に詳細に定義又は解釈することが困難な場合には、**遵守措置の基本的な対象として、ABS クリアリングハウス上の国際的に認められた遵守証明書の対象となっている遺伝資源を把握するという考え方についても検討すること。**ただし、他の締約国の ABS 法令等に違反して PIC の取得及び MAT の設定が行われずに遺伝資源が取得された場合等は、国際的に認められた遵守証明書が発行されないため、この考え方では捕捉できない遺伝資源が存在し、それらの遺伝資源の扱いについての検討も必要になることに留意すること。

< 修正後 >

原文を下記のように修正する。修正後の文を (4) チェックポイントについて、ア、に移動する。

< 修正後の文 >

議定書では提供国が PIC を発出したら ABS クリアリングハウス (ABS-CH) に載せることになっているから、チェックポイントの基本的な対象として、ABS-CH 上の国際的に認められた遵守証明書の状況を把握していれば「遺伝資源の利用」を監視 (monitoring) している、と考えることは可能である。

(意見の背景や理由)

(1) 私の意見は論点整理表(2) 適用の対象【キ】4 に仕分けされていますが、正しくは、論点整理表(3)チェックポイント、に入れるべきです。理由：これは、「**チェックポイントの基本的な対象**」に関するものだからです。また、「遵守措置において「遺伝資源」や「遺伝資源の利用」を条約及び議定書における定義以上に詳細に定義又は解釈することが困難な場合には、」の文は削除すべきです。私の発言の意味を取り違えていると見受けられますので、論点整理表(2) 適用の対象【キ】4 でご確認ください。

(2) 「ただし、他の締約国の ABS 法令等に違反して PIC の取得及び MAT の設定が行われずに遺伝資源が取得された場合等は、国際的に認められた遵守証明書が発行されないため、この考え方では捕捉できない遺伝資源が存在し、それらの遺伝資源の扱いについての検討も必要になることに留意すること。」の文は削除すべきです。理由：そのような場合の扱いは、相手国がクレームをつけてきた時(議定書第 15 条 3)に対応できると考えます。また、その問題は、「遵守措置施行後に取得された遺伝資源」のセクションのタイトルとは整合性のある

内容ではない、と考えます。

III 章 (3) 6 . 国内措置の検討の今後の進め方

28 ページ 35 行 ~ 29 ページ 6 行

< 原文 >

本報告を踏まえて、関係省庁が一丸となり議定書の締結に必要な国内措置の検討を進める必要がある。また、その際には、遺伝資源等を利用する産業界や学術研究者等も交え、議定書第1条の目的を達成し、国内措置の実施により我が国の利用者がより円滑に遺伝資源等を取得・利用し、学術研究活動や産業活動が一層活発に行われ、日本の国益にも資するような議論が重要である。

加えて、議定書を効果的に実施するためには、継続した国際的な議論が必要と考えられ、その際にも、日本の国益を踏まえた交渉が可能となるように、オールジャパンの体制で臨むことが重要である。

また、将来、議定書を巡る国内外の情勢に顕著な変化があった場合には、その変化に応じた国内措置の検討が必要である。

< 修正後 >

1 . 本検討会の終了後の次のステップにおいても、国内措置の検討のために、関係省庁および学術界と産業界を含めたオールジャパンの体制での議論が必要である。学術界と産業界は、特に、実態を踏まえた意見を述べることにより能動的に貢献すべきである。

2 . 現状では、議定書を満足する国内 ABS 法令の整備が世界的に進んでいないため、実態を踏まえて日本の国内措置の対象範囲を明確にすることが困難であり、また影響を受ける学術分野、産業分野等を予測するのも容易ではない。他国の国内措置の整備と同時並行して、日本も国内措置の検討を進めるべきである。この状況下での具体策としては、特定分野の実態調査と関係者の意向把握を優先課題として取り上げ、国内措置検討の取組みを効率化するべきである。

3 . 議定書を効果的に実施するためには、継続した国際的な議論が必要と考えられる。日本政府が国際交渉への対応を検討する際、日本の国益を踏まえた交渉が可能となるように、学術界と産業界を含めたオールジャパンの体制で臨むべきである。

4 . 将来、議定書を巡る国内外の情勢に顕著な変化があった場合には、その変化に応じた国内措置の検討のため、学術界と産業界を含めた体制で臨むことが必要である。

(意見の背景や理由)

私の趣旨をより正確に表現するため、文を作り直しました。

1) P17 L29-38 2 (3) 既存の国際的制度枠組み (ITPGR 等) との関係 検討課題 1
ポツ目

の 19 行から 23 行目までを削除しこれに代えるとのことでしょうか。

つまりこの部分については、現状で全ての委員の合意が得られている事項ではなく、単に私の発言があったのみの事項であり、今後検討の必要があるかもしれない事項との扱いとするとの理解で宜しいでしょうか。

< 原文 > ・種苗の新品種の開発過程では、その素材として複数の植物遺伝資源を段階的に掛け合わせていく。育種家は自身が使用した素材については把握していても、個々の素材が過去にどのような植物遺伝資源の交配の結果作り出されたものであるかまで把握することは通常困難である。また、市販の種苗が、購入者により新品種開発の素材として使われることも多いが、当該種苗の販売者がそのような利用について把握することは困難である。このような利用上の特性から、植物育種では ABS に係る権利義務が複雑化しやすいという課題があるが、この課題は ITPGR の附属書 掲載作物に限らず全ての植物に共通であることを踏まえて、MLS で使用される定型の素材移転契約 (以下「SMTA」という。) を用いて ITPGR の附属書 掲載作物と同様の形で ABS を実施している場合には、附属書 掲載作物以外の植物種についても遵守措置の対象から除外すること。

< 意見 > MLS がマルチ・ラテラル・システム (多数国間の制度) を指すことが、一般的には分かりにくいように思われます。多数国間の制度 (以下「MLS」という。) などの記載がよいと思われます。

2) P19 L21-23 2 (4) イ MAT についての確認 検討課題 2 ポツ目

< 原文 >

・非公開とすることを前提に、他国から信頼を得られるよう、チェックポイントにおいて PIC 及び [MAT の内容を把握できるようにし / (削除)]、利益配分の実施を確認すること。

[・ MAT の内容は商業利用又は非商業利用、業界、利用事例により内容やあり方が大きく異なるため、事例を大別して MAT の確認の考え方を整理すること。なお、その際には、植物育種等においては、利用過程で生じるあまたの子孫について個々に、別途新たに MAT を結ぶ必要がないように留意が必要である。 / (削除)]

< 意見 > 「植物育種等においては、利用過程で生じるあまたの子孫について個々に、別途新たに MAT を結ぶ必要がないように留意が必要である。」については、例え、前の文章が削除されても、残しておいて頂きたいと考えます。実際にこのような可能性が残ると、非常に煩雑で対応できないものと考えられます。

3) P21 L37 2 (4) 才他のものと掛け合わせを行った遺伝資源の監視(monitring)の
範囲 検討課題1 ポツ目

<原文>・植物育種では変化が加わった子孫が拡散していくため、遵守措置において、それらの子孫の扱いを、当該子孫を作り出す元となった個々の遺伝資源の提供国の ABS 法令等における規定に拠ることとすれば、複雑な状況になり対応することが困難となる。ITPGR では、開発中の植物遺伝資源である中間物の定義や扱いが明確にされており、提供国から中間物の元となった遺伝資源を取得した者に求めていることは、当該中間物を第三者に譲渡する際のパスポートデータの添付及び FAO の基金への情報提供までとされており、中間的な育成経過等の**モニタリング**は要求されず、育種に用いた遺伝資源についての情報を成果物を販売する段階で報告を行うこととされている。遵守措置においてもこうした扱いを採用すること。

<意見> 「**モニタリング**」は、**チェックポイントの義務としての議論として捉えています。義務なのか任意なのかは大きな問題です。「把握」とするとこのような討議の経緯とそぐわないものと考えます。名古屋議定書に「(監視)モニタリング」の記載があり、それに該当するものは何かとの論議のなかで発言させていただいたので、育種中間経過はこの監視対象に相当するべきではないとの意見を述べたつもりです。この部分は EU 案のデューデリジェンスの義務にも関与する部分ですが、ITPGRFA のクロープリストにあるかないかで、膨大な義務が生じることは不合理と考えます。「(監視)モニタリング」のままとして下さいますようお願い致します。**

4) P22 L6- 17 カ 感染症 或いは P13 L14- 26

<原文> 記載なし

<意見> この部分については、前回、ヒト以外にも植物についても記すべきとのことであったと思います。植物についてもここに含めるべきとは、報告書の検討に至る前のこれまでの検討会の時点で発言させていただきました。

植物病原菌についても、次々と分化して新しいレースが生まれます。これを早く入手しないと10年ほどかかる育種作業において、対応することが困難となってしまいます。

また、耐病性を持った植物素材(遺伝資源?)についてもないと素早く耐病性新品種を生み出すことができません。これらについては、飢餓が発生するおそれも考えられますので、ヒト病原菌同様特別扱いが可能なように検討していただきたいと考えます。

以下の意見を提出いたします。

西澤 義則

2013.11.01

章 5 その他と 6 国内措置の検討の今後の進め方

<意見> 構成上、その他は最後にあるのが普通。先にするならタイトルを変更した方がよい。
6 の記述はもっともではあるが、検討会において具体的進捗状況の説明をして頂きたい。

つまり、第 13 回検討会の議事録案 35 ページの中澤補佐の発言は、環境省は措置作りばかり目が行っていて、産業界の実体を踏まえていない、あるいは産業界はどう対処できるかを考えていない、ことを図らずも露呈している。環境省も産業界の実体を調査し始めたはずであり、その進捗や、結果（環境省としての理解、問題点や課題の把握）を説明し、それに基づき方向性を示すべきである。

章 4 の 4 ページ 36 行目

<原文> 管轄区域

<修正後> 区域

（管轄区域とするとマレーシアの管轄区域というように一瞬思ってしまうので、単に区域とする方がスムーズに読める。）

章 2 遺伝資源の利用の監視（monitoring）（17 条） 6 ページ 35 行目

<原文> 以下の規定では、義務規定において

<修正後> 以下の規定では、遵守の基準レベルにおいて

（原文は、義務と言っているのと同様であり、ミスリーディングである。）

章 1 8 ページ 32 行目

<原文> 議定書の締結により達成すべき意義

<修正後> 議定書の締結により達成すべき事柄

または 議定書締結の意義

（達成すべき意義では、列挙された項目との繋がりに日本語として違和感がある）

章 2（3） ABS 法令等が存在する他の締約国 11 ページ 8 行目、10 行目

<原文> 実際の運用のレベル以上の

<修正後> 実際の運用のレベルを上回る

（以上だと実際の運用レベルも、行わないことになってしまう。）

同 11 ページ 23 行目

<原文> 議定書第 7 条は

< 修正後 > 議定書第 7 条には

(この文は、伝統的な知識と遺伝資源を明確に意識して読まない、こんがらかる。違いを意識させる工夫(下線や「 」)をしてもよいのでは。

章 2 (3) 遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い 16 ページ 17 行目

< 原文 > 一覧を作成し

< 意見 > 一覧を作成しないと、どうなるのか。一覧を作成しようとする国もあると予想される。

なお、伝統的知識が公開される可能性は、理科系によるほか、文化人類学など文科系の研究者の現地調査で論文発表される可能性もある。このような事態に関しては、関連学会に規定があると聞いたことがあるので、この点を確認の上で参考事項として記しては(または紹介されては)いかがでしょうか。

章 2 (3) MAT の内容に関する遵守への関与 17 ページ 10 行目

< 意見 1 > 当該箇所ですが、論点整理表 P6 のチ 27 と同じ趣旨です。なお報告書案 17 ページ 6 行目以降が、一読しただけではすんなり理解できません。そもそも、名古屋議定書第 14 条第 2 項は、(c)で MAT 設定の証拠を求めているだけであり、それを第 17 条と関連付けて内容にまで触れようとしており、監視の方向へもっていこうとする意図を感じます。そういう背景を踏まえて読まない、上記 17 ページ 6 行目以降は、理解しがたくなると思います。特に書き換えを求めるわけではありませんが。

< 意見 2 > 既に別途メールでお伝えしたように、論点整理表 P6 のチ 27 と同様の趣旨です。しかし、その後事務局より提案のあった改訂された下記の確認用文案に関しましては、一部変更を提案します。

< 確認用文案 > これらのことを踏まえて、提供国が ABS 法令等において MAT の設定に加えて MAT の内容についても規定しており、これを公開している場合に、遵守措置において MAT の内容を確認する必要性の有無について確認すること。

< 変更案 > これらのことを踏まえて、提供国が ABS 法令等において MAT の設定に加えて MAT の内容についても規定しており、これを公開している場合に、遵守措置において MAT の内容を確認する必要性は無いことについて確認すること。

章 2 (4) チェックポイントでの遺伝資源の利用の監視 (monitoring) について 18 ページ 31 行目

< 原文 > 学術研究は除外する

< 意見 > 何から除外するかを書いた方がよい。

章 2 (4) 情報の収集と提供 22 ページ 35 行目

< 意見 > 優良事例を積み上げるに関して：

誰がどの基準で「優良」事例と認定するのか？

事業の種類などによっても貢献度や満足レベルには差があるはず。

積み上げた優理事例を役に立てる方法とは、どんな方法をさすのか？

優良の基準の大きなものは利益配分の方法であると考えられるが、企業にとっては秘密にすべき事項であり、契約内容が公開されるのは避けたい。

利益配分の優理事例とされるものがオープンになれば、資源入手費用が増加する可能性がある。

当事者間で満足すればよい問題である。

章 2 (3) 遵守措置施行後に取得された遺伝資源 1 2 ページ 1 1 ~ 1 2 行
 <原文> ただし、戦略的にこうした考え方を整理しないとすることもあり得る。

<修正後> 削除

(理由)このような事があり得ることは否定しませんが、明確性を欠くことは、事業を不安定化させる要因となります。また、安心して遺伝資源を利用できる事を目指す本検討会の趣旨にも合わないので、本報告書の記載として望ましいものとは考えられません。

章 2 (3) ヒト遺伝資源の扱い 1 2 ページ 2 8 ~ 2 9 行

<原文> ・ヒト遺伝資源の考え方の整理。例えば、ヒトゲノムを有するものに限定されるのか、又は、腸内細菌等のヒトに定着する微生物も含むのかを明らかにすること。

<修正後> ・ヒト遺伝資源の考え方の整理。例えば、ヒトゲノムを有するものに限定されるのか、又は、病原体及び腸内細菌等のヒトに定着及び/又はヒトから単離する微生物も含むのかを明らかにすること。

(理由)ヒトから単離する病原体はヒト遺伝資源と考えることが可能だと思います。また、ヒトゲノム中にはウイルス由来のものがあり、区別できない場合があります。

章 2 (4) チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視(monitring)について
 ア 効果的な確認の方法 1 8 ページ 1 3 ~ 2 1 行

(意見)削除に賛成いたします。特に特許取得については、特許法の考え方とはなじまず、WIPO 等での日本政府との主張と矛盾します。

章 2 (4) チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視(monitring)について
 エ 遺伝資源のアクセスから商業化までのトレースの方法 2 0 ページ 2 2 ~ 2 5 行

<原文> 商業的利用においては、第三者への遺伝資源の移転の可否や提供国への利益配分の方法については、当該遺伝資源が取得された際の最初の MAT の規定によることとなるため、現在の実態を踏まえても、遺伝資源の出所から当該遺伝資源の最終段階の利用までの情報管理に関しては当該 MAT を設定した最初の利用者に委ねるべきである。

<修正後> 商業的利用においては、第三者への遺伝資源の移転の可否や提供国への利益配分の方法については、当該遺伝資源が取得された際の最初の MAT の規定によることとなるが、MAT に特段の取り決めがない場合は、現在の実態を踏まえても、遺伝資源の出所から当該遺伝資源の最終段階の利用までの情報管理に関しては当該 MAT を設定した最初の利用者に委ねるべきである。

(理由)MAT で遺伝資源の移転を受けた第三者に情報管理義務が課せられる可能性は

否定できないので、念のため「MAT に特段の取り決めがない場合は、」を追記しました。

報告書素案 (H25.10.29 版) への意見提出

丸山

III.2.(3) コモディティの扱い

文の順番を入れ替えた方が分かりやすいと思います。(文末に追記も挿入しました。)

<原文>

他の締約国において一般に市場に流通しているコモディティ及び日本国内において一般に市場に流通している他の締約国由来のコモディティのうち生鮮食品等については、食用等の売買時に本来の目的とされていた利用形態とは異なって、遺伝的な分析や有用物質の開発等の遺伝資源の利用が行われることがある。

遵守措置の対象又は対象外とするコモディティの線引きは、種類又は利用目的によるとすることが考えられるが、種類については提供国によって ABS 法令等において対象とする種類が異なる可能性があるため、利用目的によるものとすべきである。

コモディティを遵守措置の対象とするのは、売買時に本来の目的とされていなかった遺伝資源の利用が行われる場合に限るべきである。なお、育種や製薬を本来の目的として取引されている種苗や薬用植物について育種や製薬のために遺伝資源の利用に該当する行為が行われることに関しては、遵守措置の対象から除外するべきである。また、特に市販品種に関しては、種苗法や植物の新品種の保護に関する国際条約(以下「UPOV 条約」という。)に基づき、個人農家等がそれらと他品種との交雑等を一般的に行っていることを踏まえる必要がある。

コモディティが売買時の本来の目的で利用される場合は、コモディティは販売者と購入者が互いに納得した価格により販売及び購入されており、必要な利益配分は行われていると考えられることから、遵守措置の対象から除外するべきである。

なお、EU の規則案(の 4 参照) についての平成 25 年 9 月 12 日の欧州議会の議論では、一般に取引されるコモディティについては規則を適用しない旨を追記する修正が採択されている。

<修正案>

コモディティが売買時の本来の目的で利用される場合は、コモディティは販売者と購入者が互いに納得した価格により販売及び購入されており、必要な利

益配分は行われていると考えられることから、遵守措置の対象から除外するべきである。

コモディティを遵守措置の対象とするのは、売買時に本来の目的とされていなかった遺伝資源の利用が行われる場合に限るべきである。なお、育種や製薬を本来の目的として取引されている種苗や薬用植物について育種や製薬のために遺伝資源の利用に該当する行為が行われることに関しては、遵守措置の対象から除外するべきである。また、特に市販品種に関しては、種苗法や植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「UPOV 条約」という。）に基づき、個人農家等がそれらと他品種との交雑等を一般的に行っていることを踏まえる必要がある。

他の締約国において一般に市場に流通しているコモディティ及び日本国内において一般に市場に流通している他の締約国由来のコモディティのうち生鮮食品等については、食用等の売買時に本来の目的とされていた利用形態とは異なって、遺伝的な分析や有用物質の開発等の遺伝資源の利用が行われることがある。

遵守措置の対象又は対象外とするコモディティの線引きは、種類又は利用目的によるとすることが考えられるが、種類については提供国によって ABS 法令等において対象とする種類が異なる可能性があるため、利用目的によるものとすべきである。

なお、EU の規則案（ の 4 参照）についての平成 25 年 9 月 12 日の欧州議会の議論では、一般に取引されるコモディティについては規則を適用しない旨を追記する修正が採択されているので、今後とも EU の動向を注視し、対応策を協議していくことが望まれる。

III. 4 . 利用者支援

前回の意見書でも述べさせていただきましたが、ABS は専門性が極めて高く、一般の人々のみならず専門の担当部門や外部のアドバイザーを持たない事業者（特に中小・零細事業者）には難解な内容である。まずは知識の普及啓発に対して取り組むことが緊急の課題と考える。特に、食品産業では、業界団体においても担当者を置くことができるようなところは少なく、公的機関における相談窓口の設置が必要と考えます。

また、食品業界は中小零細事業者が多く、国内のコレクションにアクセスできない、あるいはコレクション自体を知らない事業者も多いと考えられる。コレクションを経由せずに利用するような場合でも、複雑ではなく分かりやすく利用しやすいシステムであることが望ましいと考えます。

以上の内容を本文に追加していただくことを希望します。

III.6 . 国内措置の検討の今後の進め方

今後の進め方に関して、以下を明記すべきと考えます。

「遺伝資源の利用」は多岐にわたり、かつ、それらと既存の制度等との関係が複雑なことから、国内措置のあり方の検討にあたっては、特に、「遺伝資源の利用」に係る各分野の実態把握が必須と考えます。例えば、国内措置に係る主要な学術分野や産業分野の具体的な課題を、対象範囲としてイメージできる程度まで実態を把握すべきです。

そのためには、特定分野の実態調査と関係者の意向把握を優先課題として取り上げ、それを先行させる等、取り組みを効率化すべきですが、検討会において、そのような実態把握に基づく検討はまだなされていません。

我が国として、今後とも、必要な時間をかけ、実態を踏まえた検討を行うためにも、今後の検討の具体的な進め方（時期、目的、メンバーの広がり、運営方法等）を示すべきと考えます。

参考資料3「遺伝資源等の利用について」

1および2は、主に有識者意見と委員からの意見が記載されているように見受けられますが、参考資料の位置づけを明確にするという点で、委員からの意見は本文へ戻し、有識者意見を記載する形にしてはいかがかと思えます。

以上